

第 2 次香美市振興計画

(答申)

目次

第1部 総論	1
第1章 序章	2
I はじめに	2
II 計画の構成と期間	3
第2章 香美市の姿	4
I 香美市の特性	4
第3章 香美市の現状	7
I 人口の現状	7
II 産業の現状	10
第4章 社会動向	14
1 人口減少と総合戦略	14
2 安心安全に対する意識の高まり	14
3 自然共生型社会へのあこがれ	15
4 地方分権・地域主導の推進	15
第2部 基本構想	16
第1章 計画の基本理念	17
1 まちづくりの方向性	17
2 基本理念	18
第2章 将来目標	19
1 将来都市像	19
2 将来人口	20
3 広域連携都市機能等	22
4 市内都市機能	24
第3章 基本方針と政策	27
1 基本方針	27
2 基本方針ごとの政策と施策	28
3 施策の体系図	31
第3部 基本計画	33
基本方針1 まちのかたちを創る	34
政策1 計画的な土地利用の推進	34
政策2 市街地や集落の整備	36
政策3 交流・生活基盤の整備	39
政策4 都市イメージの形成	43

基本方針 2	みどりを保つ	45
	政策 5 安全・安心なまちづくり	45
	政策 6 自然資源の保全と活用の推進	49
	政策 7 水資源の安定的な確保と利用	51
	政策 8 自然と共生する地域づくりの推進	52
基本方針 3	やすらぎを守る	55
	政策 9 支えあいのまちづくり	55
	政策 10 保健、医療の充実	59
	政策 11 高齢者福祉の充実	62
	政策 12 障害者福祉の充実	65
基本方針 4	賑わいを興す	67
	政策 13 交流によるまちづくりの推進	67
	政策 14 農林業の振興	69
	政策 15 商工業の振興	74
	政策 16 観光の振興	77
	政策 17 地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進	80
基本方針 5	未来を拓く	82
	政策 18 子育て支援の充実	82
	政策 19 未来を拓く子どもの育成	84
	政策 20 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興	88
	政策 21 人権尊重の地域づくりの推進	91
	政策 22 地域文化の保護・継承と創造	93
基本方針 6	みんなで築く	96
	政策 23 合理的、効率的行財政運営の推進	96
	政策 24 行政職員の資質向上と適正配置	98
	政策 25 市民と共に歩むまちづくりの推進	99
	政策 26 高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進	102

第1部 総論

第1章

序章

I はじめに(計画の必要性)

平成18年3月1日に合併した本市は、平成19年に第1次香美市振興計画を策定し、10年後の将来都市像を「やま・かわ・まち・人が躍動し、支えあい、輝く自然共生文化都市香美市」と定め、諸施策を実施してきました。

この間、日本の総人口は減少に転じ、少子高齢化の進行、都市と地方の格差拡大やライフスタイルの変化、安全・安心意識の高まりなど、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中、平成17年の国勢調査人口で30,257人であった本市の人口は、平成27年の国勢調査人口では27,513人に減少し、高齢化率は37.0%となっています。

一方、国においては、行政サービスを全国一律ではなく、地域の実情に応じたものにしていくための地方分権改革が進められ、地方自治体においては、自らの判断と責任のもと、自主的かつ自立的な行政運営が求められるようになりました。

このような現状や課題を踏まえ、振興計画を市民と行政による「香美市のまちづくりを共有する最上位の手引書」として、今後10年間のまちづくりの指針となる「第2次香美市振興計画」を策定するものです。

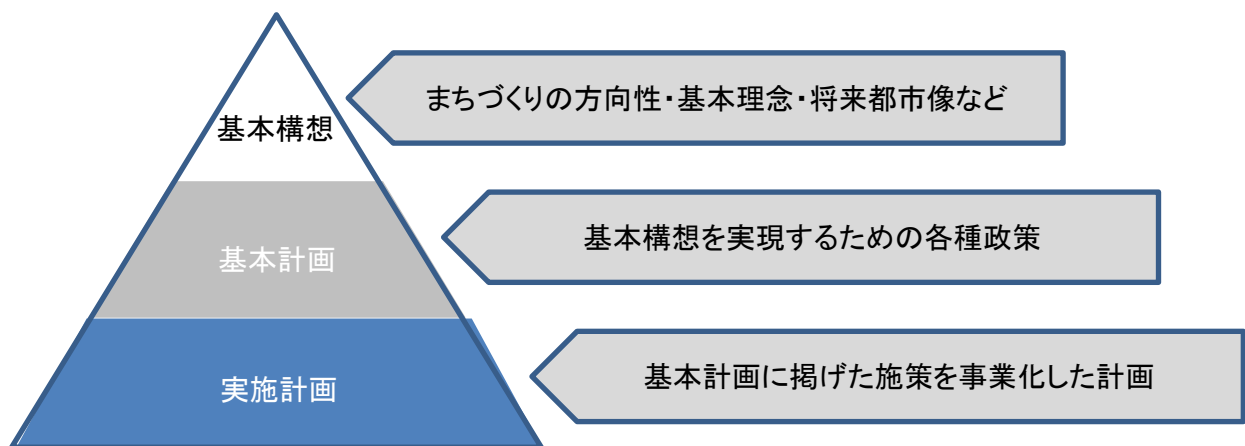
Ⅱ 計画の構成と期間

振興計画は、本市の目指すまちづくりの方向性、基本理念、将来都市像などを示した「基本構想」と、その構想を実現するための各種政策を総合的計画に体系化した「基本計画」で構成されています。

基本構想は、平成29年度から平成38年度までの10年間としました。

基本計画は、基本構想と同様に10年間で展望した計画ですが、平成29年度から平成33年度までを前期計画、平成34年度から平成38年度までを後期計画として、それぞれ向こう5年間の基本方針と政策を示しています。

なお、「基本構想」と「基本計画」を踏まえ、財政的な裏付けや社会経済情勢を判断しながら、基本計画に定めた施策を事業化した「実施計画（3年間）」を毎年度ローリング*方式で策定します。



年度	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
基本構想 10年間	(平成29年度～平成38年度)									
基本計画 5年間	前期基本計画 (平成29年度～平成33年度)					後期基本計画 (平成34年度～平成38年度)				
実施計画 3年間	→		→		→		→		→	

(注)ローリング*:適切なまちづくりを進めるためには、社会経済情勢の変化や計画に基づいて実施する事業の成果・効果を評価し、計画を定期瀧に見直し、修正していく必要があります。計画策定→実施→評価→見直しを計画的に繰り返すことを計画のローリングといいます。

第2章

香美市の姿

I 香美市の特性

1 自然・土地利用

(1) 自然

本市は、物部川、国分川の原流域から高知平野に至る変化に富んだ市域を有し、東北部は1,000～1,800mの急峻な四国山地が広がり、山間部は秩父古生層からなり、物部川の源流域となっており西南部の高知平野に流れています。

気候は比較的温暖ですが、平野部から山間部の標高による寒暖差は大きく、高地では亜寒帯の植物もみられます。降水量は、山間部で多くなっており、森林資源の形成や農作物の育成に適した地域となっています。

市域の約9割を森林が占め、物部川上流域には天然林も残され、べふ峡、轟の滝をはじめとする景観が広がり、アメゴ、アユ、カワセミ、ホタル等の多様な生物を抱える貴重な自然が残っています。

上流域から、剣山国定公園、奥物部県立自然公園、龍河洞県立自然公園などが指定される豊かな自然を有しています。

(2) 土地利用

本市は、高知県で3番目、7.6%に及ぶ面積を有していますが、87.6%が森林となっており、可住地面積は平野部を中心に1割強となっています。

山間部では森林の7割を占める人工林を活用した林業や気温差を活かしたユズの生産が行われています。一方平野部では温暖な気候を利用した稲作、ねぎ、ニラ、しょうがなどの農作物が生産されています。

物部川や支流には棚田が発達し、集落が広く分布しています。平野部にはまとまった農地と市街地となっています。市街地は高知中央広域都市圏に含まれ、市街化区域と市街化調整区域に線引きされ、計画的な開発が行われています。

■土地利用の状況

区 分	面積(ha)	構成比(%)
農業用地	1,768	3.3
山林	47,128	87.6
原野	9	0.0
水面・河川・水路	1,101	2.0
道路	985	1.8
宅地	551	1.0
その他	2,244	4.2
総面積	53,786	100

■主な山岳（高知県統計書）

名称	標高(m)
三嶺	1,893.6
白髪山	1,769.8
石立山	1,707.7
中東山	1,684.6
網付森	1,643.2

■主な河川（高知県統計書）

名称	流路延長(m)
物部川	66,719.5
国分川	21,100.0

本市は、縄文、弥生時代の遺跡が確認されるなど、古くから栄え、物部川を軸に人や物が行き交い、町や里が築かれていました。山間地に点在する集落には平家伝説なども残されています。

明治時代以降、山間部で生産された木材や木炭が土佐山田町に集積し、林業の発展とともに「土佐打刃物」の生産も盛んになりました。

土佐山田町は物部川流域の中心都市として繁栄し、「文化のたまるまち」ともいわれました。大正14年には高知－土佐山田間に鉄道が開通、昭和5年には角茂谷まで開通、その後整備は進み、昭和63年に瀬戸大橋が開通し岡山までつながりました。

また、昭和35年には高知空港が供用開始、昭和62年に高知自動車道が大豊～南国間で開通、瀬戸大橋の開通により交通圏が大きく拡大しました。

第3章

香美市の現状

I 人口の現状

1 人口・世帯数の推移

香美市の昭和55年以降の長期の人口推移では、現在まで多少の増減を繰り返しながら徐々に減少を続けてきました。

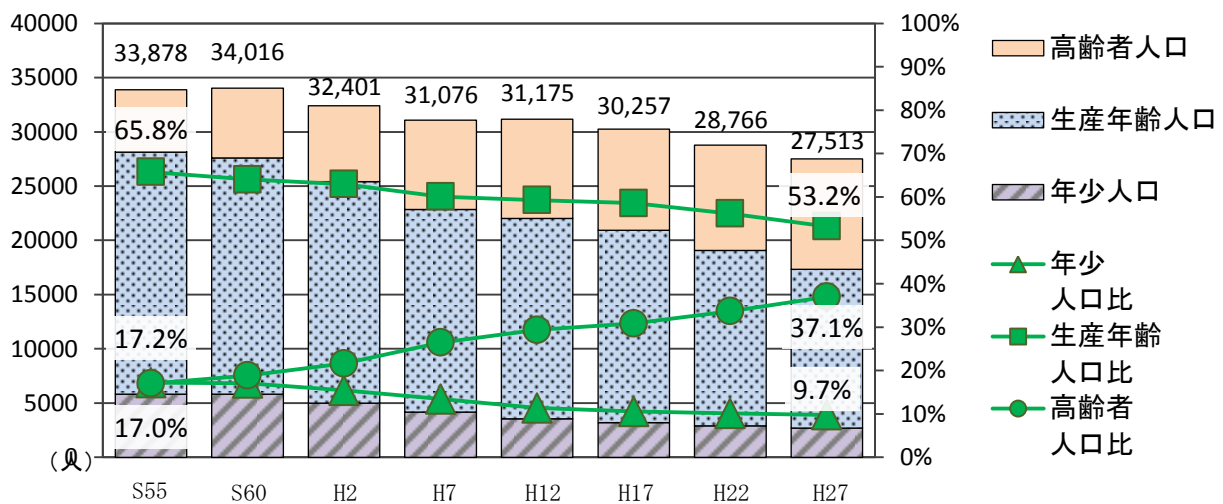
年少人口比率と高齢者比率は昭和55年にはほぼ同水準でしたが、以降は高齢者人口が年少人口を上回り、現在までその差を広げながら推移しています。

平成27年の高齢者人口比37.1%は、全国平均の26.3%を大きく上回る水準となっています。

人口・世帯数の推移

項目	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	31,076	31,175	30,257	28,766	27,513
年少人口 (15歳未満)	4,176 13.4	3,547 11.4	3,199 10.6	2,912 10.1	2,673 9.7
生産年齢人口 (15歳～64歳)	18,674 60.1	18,476 59.3	17,726 58.6	16,165 56.2	14,635 53.2
高齢者人口 (65歳以上)	8,226 26.5	9,151 29.4	9,331 30.8	9,689 33.7	10,205 37.1
世帯数	10,976	12,139	12,411	12,245	11,979
一世帯当たり人数	2.83	2.57	2.44	2.35	2.30

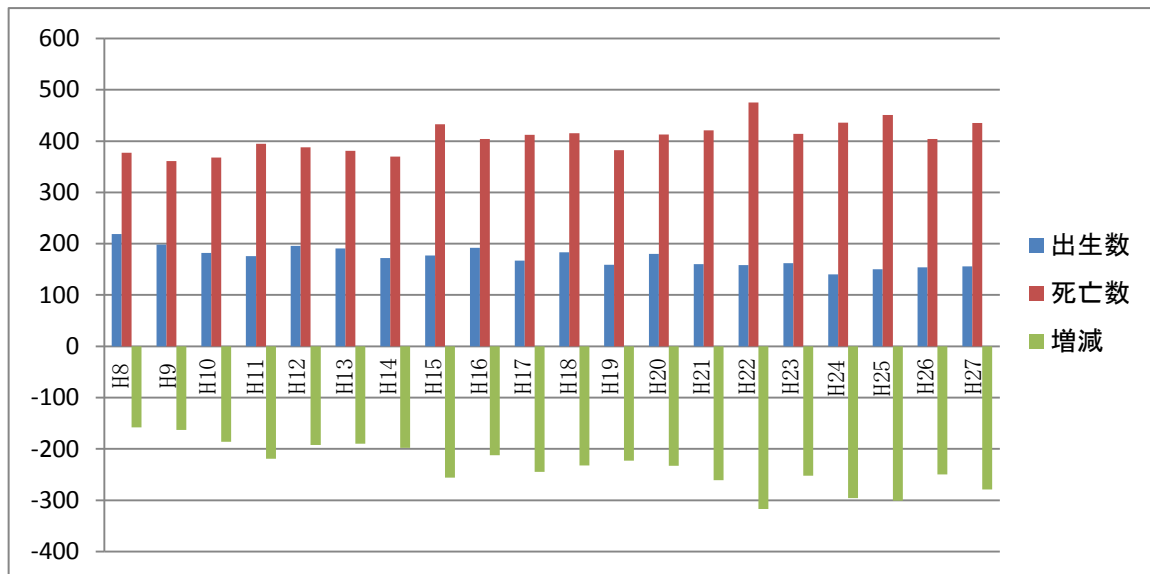
総人口と年齢3区分別人口及び人口比率の推移



※年少=0～14歳、生産年齢=15～64歳、高齢者=65歳～

香美市では、年間出生数はわずかながら減少の傾向にあり、死亡数は増減を繰り返しながらも微増の傾向にあります。
継続的に死亡数が出生数を上回り、人口減少の要因となっています。

出生・死亡数の推移



	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
出生数	219	198	182	176	196	191	172	177	192	167
死亡数	377	361	368	395	388	381	370	433	404	412
増減	-158	-163	-186	-219	-192	-190	-198	-256	-212	-245
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
出生数	183	159	180	160	158	162	140	150	154	156
死亡数	415	382	413	421	475	414	436	451	404	435
増減	-232	-223	-233	-261	-317	-252	-296	-301	-250	-279

2006-2012 E-STAT 都道府県・市町村のすがた 地域別統計データベース
2013-2015高知県統計人口調査

香美市では、平成8年、平成11年、平成14年と転入超過の年がありましたが、平成15年からは平成24年まで連続的に転出超過となっています。

平成25年には転入超過ですが、翌平成26年はわずかに転出超過となり、平成27年は再び転入超過となっています。

転入・転出数の推移



	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
転入数	1,048	1,141	1,131	1,117	1,031	1,094	1,093	1,051	950	913
転出数	1,145	1,156	1,077	1,018	1,038	1,114	1,082	1,074	1,030	1,016
増減	-97	-15	54	99	-7	-20	11	-23	-80	-103
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
転入数	985	870	741	826	821	745	764	858	870	929
転出数	1,053	997	1,006	862	879	777	807	820	882	875
増減	-68	-127	-265	-36	-58	-32	-43	38	-12	54

2006-2012 E-STAT 都道府県・市町村のすがた 地域別統計データベース
2013-2015高知県統計人口調査

II 産業の現状

1 産業構造

本市の就業者数は平成27年の国勢調査によると●●●●●人となっており、5年前と比較すると●●●●●人減っています。

業種別の就業者数をみると、全体では1位●●、2位●●、3位●●となっています。性別で比較すると、男性では1位●●、2位●●、3位●●、女性では1位●●、2位●●、3位●●となっています。

■就業人口・産業別人口比率（国勢調査）

	総人口	就業者数	就業人口	産業別人口構成（%）		
	（人）	（人）	比率（%）	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成7年	31,076	16,161	52	22.8	25	52.1
平成12年	31,175	15,348	49.2	20.2	23.6	55.5
平成17年	30,257	14,394	47.6	21	20	58.7
平成22年	28,766	12,847	44.7	19.1	17.6	61.6
平成27年	27,513					

■香美市の事業所数・従業員数（経済センサス）

	事業所数(箇所)		従業員数(人)	
		人口千人当たり		1事業所当たり
平成21年	1,447	51	10,369	7.2
平成24年	1,193	43	8,718	7.3
平成26年	1,242	46	9,888	8.0

H27国調、経済センサス
確定後修正

■産業別の就業人口分布（平成27年国勢調査）

区 分		就業人口			%
		男性	女性	計	
総 数				0	100
1次	農業			0	#DIV/0!
	林業			0	#DIV/0!
	漁業			0	#DIV/0!
2次	鉱業			0	#DIV/0!
	建設業			0	#DIV/0!
	製造業			0	#DIV/0!
3次	電気・ガス・熱供給・水道業			0	#DIV/0!
	情報通信業			0	#DIV/0!
	運輸業			0	#DIV/0!
	卸売・小売業			0	#DIV/0!
	金融・保険業			0	#DIV/0!
	不動産業			0	#DIV/0!
	学術研究・専門・技術サービス業			0	#DIV/0!
	飲食店、宿泊業			0	#DIV/0!
	生活関連サービス業、娯楽業			0	#DIV/0!
	医療、福祉			0	#DIV/0!
	教育、学習支援業			0	#DIV/0!
	複合サービス事業			0	#DIV/0!
	サービス業（ほかに分類されないもの）			0	#DIV/0!
	公務（ほかに分類されないもの）			0	#DIV/0!
分類不能の産業			0	#DIV/0!	

農業は、平野部では温暖な気候を利用し、米作や野菜を主体に生産が行われ、中山間部では寒暖差等を活用したユズの生産が行われています。近年は経営耕地面積、農業従事者、農家数ともに減少しています。

林業は、高知おおとよ製材㈱や木質バイオマス発電所の操業により、木材需要が増加しており、市内への新たなストックヤードの設置や、林業後継者育成のための支援事業を創設しました。

■農業経営の概況（農林業センサス）

	経営耕地面積(ha)	農家数：戸(下段：構成比)				農家人口(人)
		総数	専業	第一種	第二種	
平成22年	1,110	1,195 100.0	570 47.7	216 18.1	409 34.2	3,936
平成27年	946	996 100.0	521 52.3	125 12.6	350 35.1	3,065
増減	-164	-199	-49	-91	-59	-871

単位 上段：ha, 下段：%

■林野面積（農林業センサス、人工林・天然林は香美市森林計画）

	総面積	国有林	公有林・独立行政法人等	私有林	人工林	天然林
平成22年	47,128 100.0	13,299 28.2	2,239 4.8	31,590 67.0	31,661 67.2	14,398 30.6
平成27年	47,128 100.0	13,166 27.9	2,138 4.5	31,824 67.5	30,428 64.6	14,265 30.3
増減	0	-133	-101	234	-1,233	-133

■保有林山林規模別林家数（農林業センサス）

単位 戸

	計	5ha未満	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50~100	100ha以上
平成22年	1,602	1,135	234	147	39	31	10	6
平成27年	1,412	971	230	129	35	31	10	6
増減	-190	-164	-4	-18	-4	0	0	0

製造業は平成23年以降事業所数、従業員数ともに減少傾向にあります。出荷額についても減少傾向にありますが、平成26年度は若干改善され、1事業所当たりの出荷額では平成22年以降で最高額となっています。

商業は、小売業、卸売業ともに商店数、従業員数、販売額共に減少傾向が続いていますが、小売業の販売額は平成26年に若干持ち直しています。

■製造業の事業所数・従業員数・出荷額（工業統計）

	事業所数 (箇所)	従業員数(人)		出荷額(百万円)		
			1事業所当たり		1事業所当たり	人口千人当たり
平成22年	53	1,309	24.7	22,958	433.2	811.9
平成23年	54	1,355	25.1	24,949	462.0	892.3
平成24年	47	1,201	25.6	23,728	504.9	858.6
平成25年	44	1,149	26.1	22,742	516.9	826.4
平成26年	42	1,122	26.7	22,944	546.3	841.1

■小売業の店舗数・従業員数・販売数（商業統計）

	商店数 (店所)	従業員数(人)		販売額(百万円)		
			1事業所当たり		1事業所当たり	人口千人当たり
平成19年	365	1,607	4.4	18,812	51.5	641.0
平成24年	246	1,186	4.8	15,245	62.0	551.7
平成26年	222	1,160	5.2	15,534	70.0	569.5

■卸売業の店舗数・従業員数・販売数（商業統計）

	商店数 (店所)	従業員数(人)		販売額(百万円)		
			1事業所当たり		1事業所当たり	人口千人当たり
平成19年	50	279	5.6	7,538	150.8	256.9
平成24年	41	201	4.9	3,141	76.6	113.7
平成26年	32	128	4.0	2,282	71.3	83.7

香美市は豊かな自然資源や歴史文化等多彩な資源に恵まれており、山岳観光から、スポーツレクリエーションや文化施設等の観光施設が多数あります。また、平成24年度には「香美市観光協会」を設立し、香美市の観光を発展させるための態勢を整えました。

■主な観光・レクリエーション資源・施設

区分	主な資源・施設
自然資源	○山岳・鍾乳洞：三嶺（日本二百名山）、白髪山、石立山、矢筈山、龍河洞
	○湖・河川、滝：物部川、べふ峡、奥物部湖、西熊溪谷、轟の滝（日本の滝百選）、大荒の滝、岩屋の滝、毘沙門の滝、大たびの滝
	○温泉：べふ峡温泉、龍河温泉、夢の温泉、ニューわかみや温泉、湖畔遊
	○動植物：さおりが原（森の巨人たち百選）、県立甫喜ヶ峰森林公園の植生、神母神社楠の大木、鏡野公園の桜、庚申堂のオガタマの木、ホタル、アユ
人文資源	○社寺仏閣：笹普賢堂、大日寺、伊勢丸神明宮、高照寺、大川上美良布神社、八王子宮、予岳寺、野中神社（お婉堂）、小松神社、塩峯公土方神社
	○史跡・遺構等：山田堰跡、谷秦山邸跡と墓所、溪鬼荘、土佐塩の道、山田城跡
	○神事・伝統芸能：いざなぎ流舞神楽、太刀踊、山田太鼓、葦生太鼓、大川上美良布神社の御神幸
	○伝統産業：土佐打刃物、フラフ
観光レクリエーション施設	○公園：日ノ御子河川公園、平山親水公園、鏡野公園（日本の桜百選）、秦山公園、香北の自然公園
	○博物館・資料館・美術館：奥物部美術館、吉井勇記念館、アンパンマンミュージアム、詩とメルヘン絵本館、龍河洞博物館、市立美術館、農林漁業体験実習館、森林総合センター、森林学習展示館
	○スポーツ・レクリエーション施設：子どもの広場、土佐山田スタジアム、土佐山田ゴルフ倶楽部
	○健康づくり施設：香北健康センターセレネ
宿泊施設	○宿泊施設：べふ峡温泉、龍河温泉、夢の温泉、ニューわかみや温泉、ビジネスホテルダイワ、ライダーズイン奥物部
	○キャンプ場：べふ峡キャンプ場
イベント	○まつり：奥物部湖湖水祭、川上様夏祭り、土佐山田まつり、刃物まつり
その他	○商店街：物部、香北（アンパンマンロード）、土佐山田、神母ノ木
	○物産販売：奥物部ふるさと物産館、葦生の里美良布直販店、ふるさと市、日曜市、良心市土佐刃物流通センター
	○特産物：ゆず、やっこねぎ、しいたけ、かりかり桃子、ぎんなん、地酒等

第4章

社会動向

1 人口減少と総合戦略

日本の人口は、平成20年をピークとして人口減少の局面に入りました。そして、2050年には9,700万人程度となり、2100年には5,000万人を割り込む水準まで減少すると推計されています。

そして、地方から若者が東京圏へ流出することにより、東京への一極集中が進み、地方では人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル局面に入る一方で、東京圏では出生率の低さから、将来的に日本全体としての少子化、人口減少につながるとしています。

こうした状況の中で、国は平成26年12月に、「東京一極集中を是正する」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する」、「地域の特性に即して地域課題を解決する」を基本的視点とした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、全国の自治体に「総合戦略」策定を促しました。

県では、平成27年3月に高知県産業振興計画をベースとした、総合戦略を策定しました。

本市も国、県の総合戦略に即した形で平成27年9月に総合戦略を策定し、2060年の将来目標人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計より4,700人多い、19,400人に設定し、目標人口を達成するための施策を進めています。

2 安心安全に対する意識の高まり

平成23年3月に発生した東北沖地震や平成28年5月に発生した熊本地震など巨大地震の発生により、改めて地震に対する危機意識が高まっています。南海トラフでの巨大地震は30年以内に発生する確率は70パーセント程度となっており、いつ発生してもおかしくない状況となっています。

また、地球温暖化による、巨大台風の発生やゲリラ豪雨が頻繁に全国各地で発生し、甚大な被害をもたらす状況となっています。

こうした中、本市においては、公共施設の耐震化とともに、一般住宅の耐震化や家具の固定、老朽住宅の除却事業、備蓄食料の確保等、そして防災無線の整備を進めています。また、自主防災組織の組織率は97パーセントとなり、各自主防災組織において、資機材の整備や防災訓練などが活発に行われるようになりました。

熊本地震で震度7が2度発生したことや、これまで経験したことがない豪雨など、想定外の災害が発生する現状を踏まえて、行政と市民が一体となって防災、減災対策に取り組むことが重要となっています。

3 自然共生型社会へのあこがれ

平成26年度に行われた内閣府の世論調査では都市住民の3割が農山漁村地域へ定住してみたいと考えており、その割合は平成17年度と比べて増加しています。特に20歳代男性の農山漁村に対する関心が高くなっています。その理由として、スローライフの実現や食べ物、水、空気、自然を上げる割合が高くなっています。

本市は、市域の87パーセントを占める豊かな森林がありその中に棚田など美しい里が点在し、古くから林業、農業を基幹産業として自然と共生し発展してきました。

こうした本市の特性は、都市部からの移住に際しての強みとなっており、移住に対する様々な課題を克服していくことによって多くの移住者を呼び込める可能性を秘めています。

4 地方分権・地域主権の推進

地方は平成18年に制定された「地方分権改革推進法」により、住民に対する行政サービスの向上や行政の効率化を図り、地域の自主性、自立性を高め、地方が特色を持った地域づくりを進めてきました。

また、地方分権改革においては、住民に最も近い基礎的自治体に事務事業を優先的に配分するとして、国から地方公共団体への事務・権限の移譲が進められてきました。

また、平成の合併で行政区域が大きくなった一方で、職員の削減などによりこれまでのようなきめ細かい行政サービスの提供が困難な状況が生まれています。

こうした中、全国の自治体の中には住民自らが自治組織等を結成し、地域づくりを進める事例もでてきています。

現在、地方創生の取り組みにおいて、産官学民金労言等で審議会を組織していますが、行政改革で行政のスリム化が進む中では、産官学民金労言等の協働と共に、住民と行政の協働、住民同士の共助、互助、住民が主体となった地域づくりの推進が重要となっています。

第2部 基本構想

1 まちづくりの方向性

まちづくりの方向性は、合併時に策定された「香美市まちづくり計画」に掲げられ、第1次香美市振興計画に引き継がれました。

第2次香美市振興計画においても、この方向性を踏まえたまちづくりを進めていきます。

■地域のよさを大切にするまちづくり

物部川や豊かな自然とその中で育まれてきた、伝統文化、地場産業、歴史や人の交流は、地域の魅力・個性となり、暮らしにやすらぎやうるおいを与えています。

各地域で受け継ぎ、育まれてきたひとつひとつの輝きを大切に継承し、その中で、みんなが安心して安全に暮らせる環境が整い、美しい街（市街地）、美しい里（集落）の良さを一層輝かせ、居心地のよいふるさとを目指します。

■みんなが元気に暮らせるまちづくり

人と人、地域と地域が支えあって培ってきた暮らしを大切に、教育、福祉、医療の充実を図り、産業に磨きをかけ、安全で、快適・便利で賑わいのある「住んで良かった、住み続けたい」と思える、活力あるまちを目指します。

■みんなで共に進めるまちづくり

○行政と住民との協働によるまちづくりを進め、すべての市民が、まちの一員として「できること、したいこと」を持って様々な活動に主体的に参画し、自らまちの未来を切り拓くことに手ごたえを感じるようなまちづくりを目指します。

○知の拠点である高知工科大学と連携し、地域振興、産業の活性化等を図るとともに、小、中、高校を通じた教育の充実を目指します。

2 基本理念

「香美市まちづくり計画」では、前述のまちづくりの方向性を踏まえ、まちづくりの基本理念として「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」が掲げられました。この基本理念は「第1次香美市振興計画」に引き継がれており、第2次香美市振興計画においてもこの理念を引き継ぎまちづくりを進めていきます。

輝き・やすらぎ・賑わいを
みんなで築くまちづくり

第2章

将来目標

1 将来都市像

基本理念に基づき、本市が目指すべき将来都市像を、第1次計画と市民憲章を参照し、次のように定めます。

美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう
進化する自然共生文化都市・香美市

本市の山や川など美しく豊かな自然や多様な文化は、香美市の財産です。その中で、私たちは共に支え合い、生活・文化・産業が生まれ育まれてきました。

街や里には、それぞれの自然環境に調和した快適な住環境、誰にも魅力的な賑わいのあるまち、あたたかい支え合いに守られた居心地の良いコミュニティがあります。

本市は、これからも、地域の自然に根ざした産業や生活の営みを通じて、共に支え合い、自然と共生する文化都市として、自然、文化、産業を磨き、未来に向けて進化を続けます。

2 将来人口

1 将来目標人口

社会保障人口問題研究所の国勢調査を基にした推計では、10年後の平成38年の人口は23,816人となりますが、香美市人口ビジョンの目標人口を基にした推計では24,361人で、社人研の推計より、545人多い数値となっています。

第2次計画ではこの推計値を基に、将来目標人口を下記のとおり設定します。

○目標人口 24,400人

○目標達成のための条件

①平成32年までに社会増減を0人とし、それ以降は毎年度30人増とする。

②平成20年～平成24年の平均出生率1.38人を平成52年に2.07人とする。

	実績（国勢調査）		将来（平成38年）	
	平成22年	平成27年	推計人口	目標人口
総人口	28,766	27,513	23,816	24,361
0～14歳	2,912 10.1%	2,673 9.7%	2,002 8.4%	2,587 10.6%
15～64歳	16,165 56.2%	14,635 53.2%	12,262 51.5%	12,509 51.3%
65歳以上	9,689 33.7%	10,205 37.1%	9,552 40.1%	9,265 38.0%

※平成38年の推計人口は、平成37年の社人研推計値及び人口ビジョン推計値から算出。

人口減少への対応は、2つの側面から対応する必要があります。

1つは、出生者数を増加させることで人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口構造そのものを変えていく。

2つ目に、転出者の抑制と転入者の増加を図ることで社会増を拡大する。

これら2つの対応を同時並行して相乗的に進めていくために、次の3つの基本的な視点をもちながら取り組んでいきます。

視点① 移住・定住に関する希望を実現する

- 仕事の確保、住まいの確保、生活の応援により、若いファミリー層やゆとり世代のUIターンを進める。
- 地元で暮らしたいという若い世代の希望を実現する施策を推進する。
- 高齢者が元気に自立生活を継続できる施策を推進する。

視点② 若い世代の結婚・子育て等に関する希望を実現する

- 地域の子育て支援の仕組みを充実させることで、若い世代が希望する結婚や妊娠、出産、子育てを支える施策を推進する。

視点③ 地域の担い手を確保し、時代にあった地域づくりを進める

- 地域の担い手を確保し、時代にあった地域づくりを進め、中山間地域や集落における小さな拠点の整備等により、住み慣れた地域で暮らし続けるための施策を推進する。

3 広域連携都市機能等

1 位置・交通条件

本市は、高知県の東北部に位置し、四国山地から高知平野に至り、南国市、香南市、安芸市、大豊町、本山町、徳島県三好市、那賀町に接しています。

高知龍馬空港から車で15分、鉄道では、JR高知駅から特急で15分、岡山から2時間20分、高速道路の南国インターチェンジから15分の距離にあり、また、平成25年に国道195号バイパス（あけぼの街道）山田－高知間が全線開通し利便性が向上しました。

市内の道路は、物部川に沿って市域を貫く国道195号を軸に、県道龍河洞公園線、日ノ御子土佐山田線、久保大宮線などがあります。

公共交通機関としては、JR土讃線のほかにJR四国バス、とさでん交通、市営バスがあります。

(イメージ図は案です)



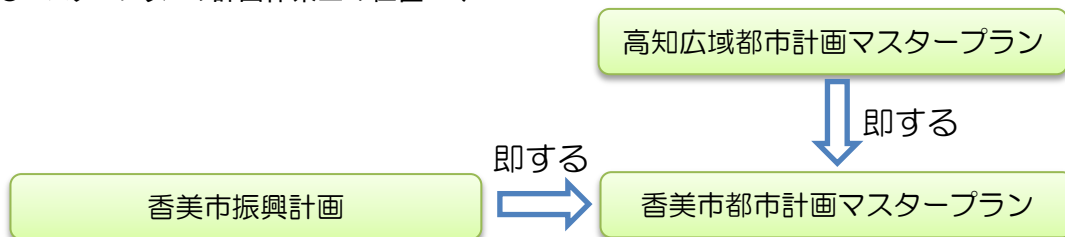
■主な交通機関とJR土佐山田駅までの所要時間

- J R: 岡山から特急で2時間20分、高松から特急で1時間55分、高知から特急で15分
- 自動車: 高知龍馬空港から15分、南国I.C.から15分、はりまや橋から30分

1、高知広域都市計画

本市は、昭和45年に高知広域都市計画区域（高知市、南国市、土佐山田町、伊野町）で広域計画を策定して計画的な都市整備を進めてきました。市街化区域においては上下水道の整備や、あけぼの街道の開設、都市計画道路の整備など計画的な都市整備、調整区域においては圃場整備や簡易水道施設の整備を進めてきました。今後も高知広域都市計画マスタープランや、本市で作成するマスタープラン等に基づき、安全、快適で住みやすい都市を実現します。

●マスタープランの計画体系上の位置づけ



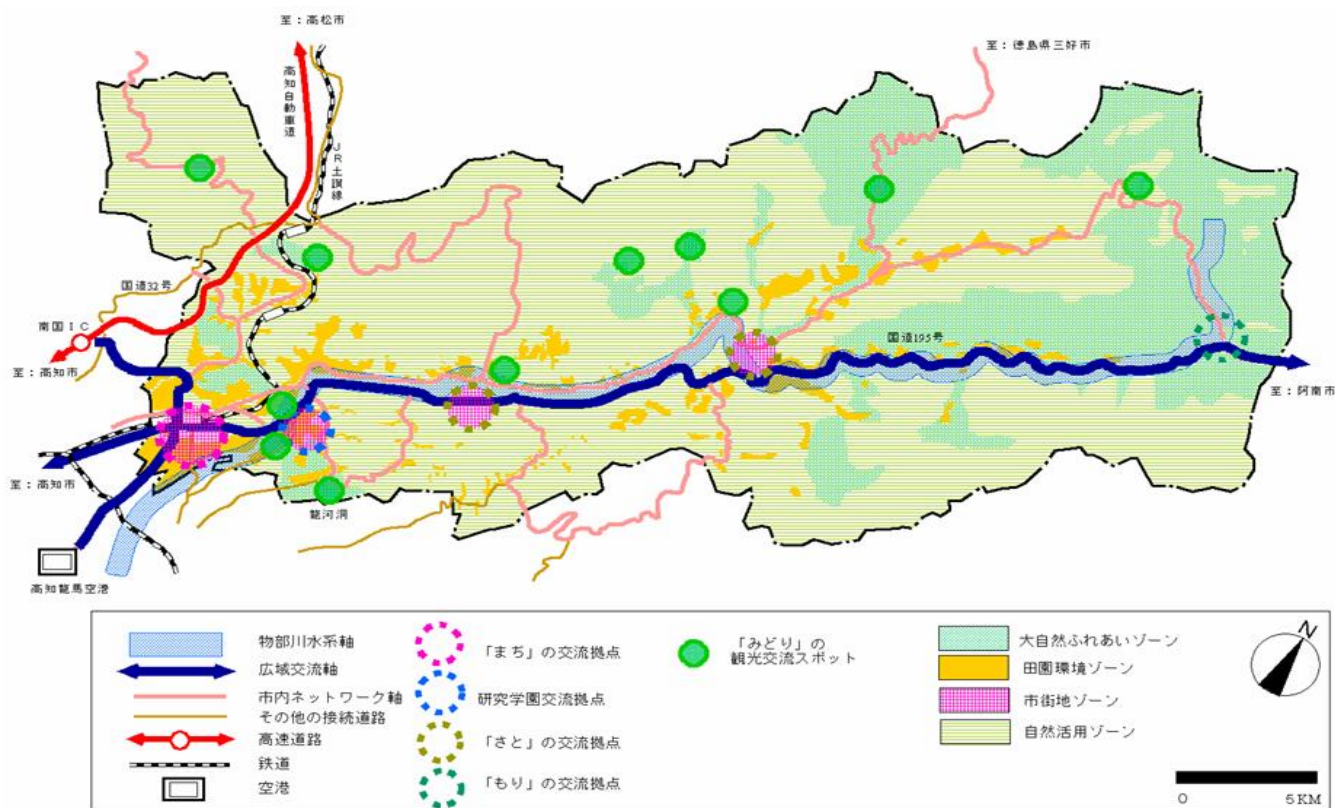
2、連携中枢都市圏

本市は、平成22年に高知市、南国市、香南市とともに定住自立圏を設定し、観光など広域による行政を進めてきましたが、人口減少・少子高齢化社会において活力ある社会経済を維持するために、高知市を中心市に、県下全域を対象とした連携中枢都市圏を形成することになりました。本市も今後連携中枢都市圏の一員として行政サービスの充実や定住人口の維持を実現します。

4 市内都市機能

土地利用の骨格となる「交流拠点の形成」、「交流軸の整備と充実」、「交流ゾーン」を設定し将来都市像を実現するための土地利用を展開します。

●市内都市機能構想図



1 交流拠点の形成

①「まち」の交流拠点 ～市役所、JR土佐山田駅周辺～

市役所、JR土佐山田駅、中央公民館、プラザ八王子、商店街及び、国道195号、あけぼの街道などは、魅力的な中枢・交流拠点として充実を図ります。

特に、JR土佐山田駅及び周辺は表玄関機能を担う魅力ある「まち」として整備を推進します。

②研究学園交流拠点 ～高知テクノパーク、高知工科大学周辺～

知的財産・人材育成エリアの拠点として、企業誘致を進めると共に、本市の教育や地域産業の可能性を伸ばす研究拠点として機能の充実を図ります。また、教育機関と、田園環境が調和した地域の特性を活かしながら、新しいまちの顔を育む交流拠点として充実を図ります。

③「さと」の交流拠点 ～香北支所、物部支所周辺～

地域の交流、防災拠点となる、香北・物部支所を中心に周辺の施設を含めた中山間地域の生活と交流を支えるエリアとして充実を図ります。

・香北支所及びアンパンマンミュージアム周辺は、ピースフルセレネ、健康センターセレネ、詩とメルヘン絵本館や大川上美良布神社、香北の自然公園、美良布商店街等を活かし、コミュニティ活動、文化、観光の交流拠点として充実を図ります。

・物部支所及び奥物部ふるさと物産館周辺は、ライダーズイン奥物部、奥物部美術館、奥物部湖等を活かして山村文化や森林、水辺の豊かさが身近にふれあえる交流拠点として充実を図ります。

④「もり」の交流拠点 ～べふ峡温泉周辺～

べふ峡温泉周辺は、体験実習館やキャンプ場等、体験、自然観光の拠点として充実を図ります。

2 交流軸の整備と充実

①物部川水系軸 ～市内を貫く物部川周辺～

自然とのふれあいや様々な交流を育む場所として、物部川とその周辺を水辺や森林に親しめる環境づくり、景観形成を目指します。

②広域交流軸 ～国道32号周辺、国道195号周辺～

国道32号、国道195号を他都市と結ぶ基幹交流軸として位置づけ、沿道の景観形成、案内機能や休憩スポット等の充実を図ります。

③市内ネットワーク軸 ～市内各地域を結ぶ県道等～

広域活動軸を補完し、市内各地域間の交流・連携強化、市内の多様な地域資源のネットワークとして県道、都市計画道路等の周辺を位置づけ、整備充実を図ります。

①大自然ふれあいゾーン ～国定公園、県立自然公園の区域～

県内屈指の自然を誇る剣山国定公園、奥物部県立自然公園及び龍河洞県立自然公園を大自然ふれあいゾーンと位置づけ、豊かな自然の保全と施設等の整備を充実します。

②田園環境ゾーン ～優良農地及び隣接する集落周辺～

優良農地は食料生産のほか防災、景観、レクリエーションによる交流・学習の場として多面的機能を有しており、隣接する集落とともに環境の充実を図ります。

③市街地ゾーン ～市街化区域及び市役所・支所中心の市街地～

市街化区域及び市役所・支所中心の市街地については、本市の拠点となる区域として、宅地の整備、都市基盤の充実とともに防災拠点としての強化を図ります。

④自然活用ゾーン ～上記以外の山林、農地等～

上記以外の山林、農地等についても、レクリエーションや防災機能など公益的機能の発揮を図るため整備を推進します。

1 基本方針

将来都市像に基づいた将来人口等の目標を実現するために、基本方針を次のとおり設定します。

輝き・やすらぎ・にぎわいを・みんなで築くまちづくり

基本方針1 まちのかたちを創る

都市計画に関する事/市道等の整備に関する事/公共交通等に関する事

基本方針2 みどりを保つ

消防・防災に関する事/水道に関する事/汚水に関する事/環境等に関する事/防犯に関する事

基本方針3 やすらぎを守る

保健に関する事/医療に関する事/福祉に関する事

基本方針4 賑わいを興す

農林業に関する事/商工業に関する事/観光に関する事

基本方針5 未来を拓く

子育てに関する事/教育に関する事/人権に関する事

基本方針6 みんなで築く

協働に関する事/行政に関する事/高知工科大学との連携に関する事

2 基本方針ごとの政策と施策

将来目標を実現し基本方針毎の施策の展開方向は次のとおりです。

基本方針1 まちのかたちを創る

将来都市像の実現に向けて、美しい山や川、街（市街地）、里（集落）の良さを活かしながら、市域全体のバランスの取れた発展を目指すためには、効果的な土地利用を計画的に進めることが重要です。定住と交流を支える魅力的な市街地や集落の整備、交流（交通・情報）基盤の整備を推進します。

政策1 計画的な土地利用の推進

まちの活力を拓く土地利用の推進/広い市域のマネジメント体制の構築

政策2 市街地や集落の整備

賑わいのある市街地の整備/魅力的な定住環境の整備/多様な住宅等の供給

政策3 交流基盤の整備

基幹交通路の整備/暮らしを支える道路網の整備

公共交通手段の維持・充実/交通ターミナル機能等の充実

地域情報化の推進

政策4 都市イメージの形成

香美市らしい景観形成

基本方針2 みどりを保つ

本市の豊かな自然は市民の誇りです。災害に強く、快適で安心安全な生活環境の向上を目指すとともに、自然資源の保全・活用、環境衛生対策等を総合的に推進します。

また、30年以内に70パーセントの確立で発生が想定されている南海トラフでの巨大地震に向けて、減災、防災対策を全市を挙げて取組を進めます。

政策5 安全・安心なまちづくり

災害対策の充実/消防・救急体制の充実/地域防災体制の確立

交通安全・防犯対策の充実

政策6 自然資源の保全と活用の推進

自然資源の保全/自然環境の多様な魅力の活用

政策7 水資源の安定的な確保と利用

政策8 自然と共生する地域づくりの推進

汚水対策の推進と河川の水質保全/ごみ、し尿の適正な処理

地球環境保全の推進

基本方針3 やすらぎを守る

本市の持続的な発展は、市民がいつまでも、安心して自分らしい生活を継続できるまちづくりと密接な関係にあります。市民の主体的な健康づくりを基本とし、保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いを促進し、誰にとってもやさしく、住み良いまちづくりを目指します。

政策 9 支えあいのまちづくり

長寿社会を支える体制づくり/地域福祉の推進
みんなにやさしいまちづくりの推進

政策 10 保健、医療の充実

健康づくりの支援/医療体制の充実

政策 11 高齢者福祉の充実

介護予防の推進/安心介護の推進/地域ぐるみの支え合い体制の充実

政策 12 障害者福祉の充実

基本方針4 賑わいを興す

本市の賑わいの創出には、地域に根ざした産業の振興と、交流によるまちづくりが必須です。農林業を始め、地場産業の一層の充実を図るとともに、シティセールス*や観光振興の展開、雇用機会の確保、買い物環境の充実等、住む人、訪れる人に魅力的な活力あるまちづくりを進めます。

政策 13 交流によるまちづくりの推進

シティセールスの推進/多様な地域間交流の推進

政策 14 農林業の振興

特産物のブランド維持向上と多様な販路確保/農業の担い手・後継者の確保と育成
農業基盤等の充実/林業の振興/第一次産業の多面的な振興

政策 15 商工業の振興

地場産業**の振興/商店街の活性化/新たな商工業の発展機会の創出

政策 16 観光の振興

観光魅力の発掘・再生・創造/観光交流の受け皿づくり/観光情報の充実

政策 17 地域産業***の振興と就業機会確保の総合的な推進

各産業の連携による地域産業の魅力の増進
多様な就業機会の確保

(注)シティセールス*:まちの魅力等を外部に効果的にアピールすることで、人、企業、モノ、情報、資金等をまちに 取り込んでいく活動のこと。都市ブランド形成等とも密接。

地場産業**:地域の自然、文化、人、社会等に立脚し、これらを資源として地域に根付いてきた、または、根付いていく産業。ここでは、地域の自然・文化資源や農林産品を活用して特産品等をつくる製造業のことをいいます。

地域産業***:ここでは、農林業、地場産業、新しい商工業等を含む市内の産業全体のことをいいます。

基本方針5 未来を拓く

本市の未来展望には、子どもたちの健やかな育ちが必須です。

子育て支援対策の充実を図り、自然や文化、教育・文化施設の多い環境を十二分に活かし、未来を拓く子どもを育むまちづくりを進めます。また、全ての市民が参加しやすい生涯学習・生涯スポーツの環境づくりはもとより、伝統を守り、未来を描く地域文化の創造を目指します。

政策 18 子育て支援の充実

保育サービスの充実/総合的な子育て支援体制の確立

政策 19 未来を拓く子どもの育成

豊かな教育を支える環境の充実/個性を活かした就学前教育・学校教育の充実
青少年を育む地域づくり

政策 20 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興

生涯学習活動の魅力向上/生涯スポーツ活動の魅力向上
気軽に参加できる環境の充実

政策 21 人権尊重の地域づくりの推進

人権教育・啓発等の推進/男女共同参画社会に向けた体制の確立

政策 22 地域文化の保護・継承と創造

基本方針6 みんなで築く

効率的かつ柔軟・有効な行財政運営とともに、市民の参画による行政と市民の協働を推進し、市民主体の地域づくりを支援し、住民と共に歩むまちづくりを推進します。

また、最先端の科学技術の教育・研究機関である高知工科大学と教育や産業等において連携し、大学のある街として魅力を高め、地域振興を図ります。

政策 23 合理的、効率的行財政運営の推進

合理的、効率的な行政サービスの推進/広域行政の推進

政策 24 行政職員の資質向上と適正配置

行政職員の資質向上/適正な職員配置の推進

政策 25 市民と共に歩むまちづくりの推進

市民の参画機会の充実/地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援

政策 26 高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進

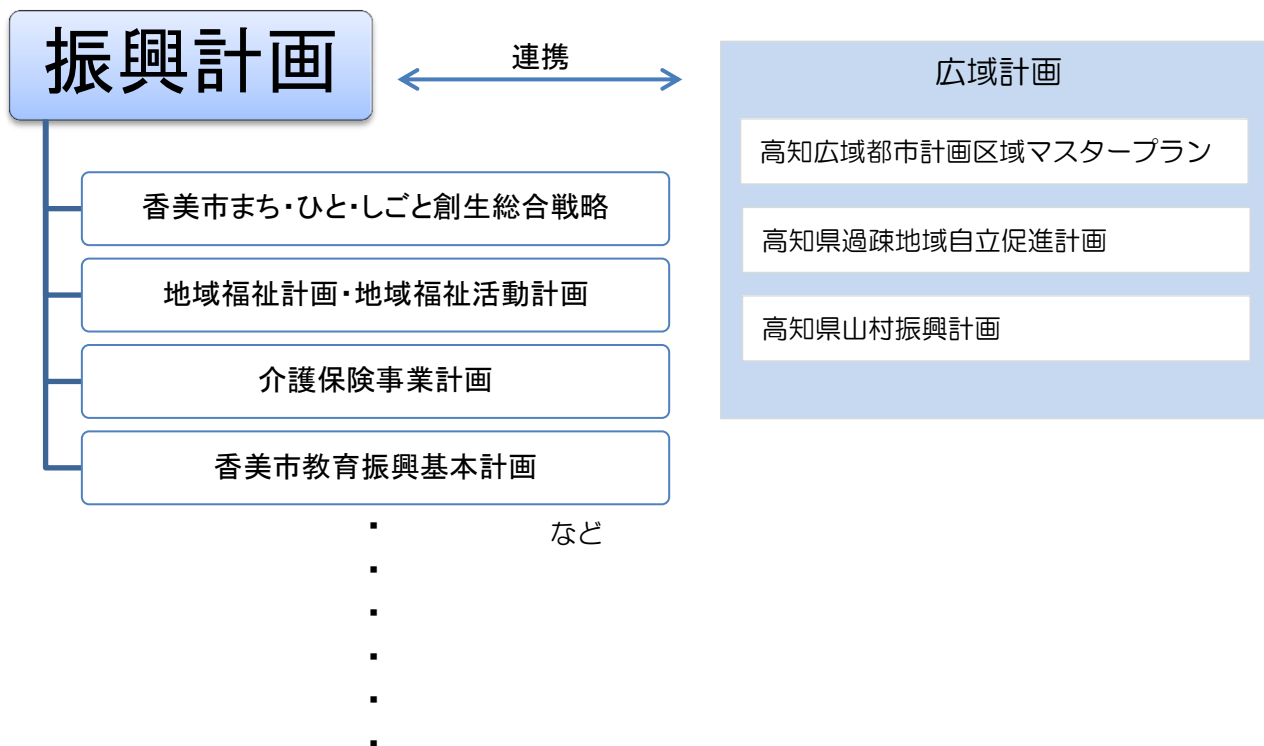
地域交流拠点としての充実/地域産業振興の連携/教育機会での連携

3 施策の体系図

基本方針ごとの、政策、施策は次のとおりです。

基本方針	政策	施策
1. まちのかたちを創る	1. 計画的な土地利用の推進	1. まちの活力を拓く土地利用の推進 2. 広い市域のマネジメント体制の構築
	2. 市街地や集落の整備	3. 賑わいのある市街地の整備 4. 魅力的な定住環境の整備 5. 多様な住宅等の供給
	3. 交流・生活基盤の整備	6. 基幹交通路の整備 7. 暮らしを支える道路網の整備 8. 公共交通手段の維持・充実 9. 交通ターミナルの整備と活用 10. 情報通信インフラの整備と活用
	4. 都市イメージの形成	11. 香美市らしい景観形成
2. みどりを保つ	5. 安全・安心なまちづくり	12. 災害対策の充実 13. 消防・救急体制の充実 14. 地域防災体制の確立 15. 交通安全・防犯対策の充実
	6. 自然資源の保全と活用の推進	16. 自然資源の保全 17. 自然環境の多様な魅力の活用
	7. 水資源の安定的な確保と利用	18. 水資源の安定的な確保と利用
	8. 自然と共生する地域づくりの推進	19. 汚水対策の推進と河川の水質保全 20. ごみ、し尿の適正な処理 21. 地球環境保全の推進
3. やすらぎを守る	9. 支えあいのまちづくり	22. 長寿社会を支える体制づくり 23. 地域福祉の推進 24. みんなに優しいまちづくりの推進
	10. 保健、医療の充実	25. 健康づくりの支援 26. 医療体制の充実
	11. 高齢者福祉の充実	27. 介護予防の推進 28. 安心介護の推進
	12. 障害者福祉の充実	29. 地域ぐるみの支えあい体制の充実 30. 障害者福祉の充実
4. 賑わいを興す	13. 交流によるまちづくりの推進	31. シティセールスの推進 32. 多様な地域間交流の推進
	14. 農林業の振興	33. 特産物のブランド維持向上と多様な販路確保 34. 農業の担い手・後継者の確保と育成 35. 農業基盤等の充実 36. 林業の振興 37. 第一次産業の多面的な振興
	15. 商工業の振興	38. 地場産業の振興 39. 商店街の活性化 40. 新たな商工業の発展機会の創出
	16. 観光の振興	41. 観光魅力の発掘・再生・創造 42. 観光交流の受け皿づくり 43. 観光情報の充実
	17. 地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進	44. 各産業の連携による地域産業の魅力の増進 45. 多様な就業機会の確保
	18. 子育て支援の充実	46. 保育サービスの充実 47. 総合的な子育て支援体制の確立
	19. 未来を拓く子どもの育成	48. 豊かな教育を支える環境の充実 49. 個性を活かした就学前教育・学校教育の充実 50. 青少年を育む地域づくり
5. 未来を拓く	20. 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興	51. 生涯学習活動の魅力向上 52. 生涯スポーツ活動の魅力向上 53. 気軽に参加できる環境の充実
	21. 人権尊重の地域づくりの推進	54. 人権教育・啓発等の推進 55. 男女共同参画社会に向けた体制の確立
	22. 地域文化の保護・継承と創造	56. 文化財保護の推進 57. 伝統文化の継承、育成 58. 芸術・芸能・文化等の振興
	23. 合理的、効率的行政財政運営の推進	59. 合理的、効率的な行政サービスの推進 60. 広域行政の推進
6. みんなで築く	24. 行政職員の資質向上と適正配置	61. 行政職員の資質向上 62. 適正な職員配置の推進
	25. 市民と共に歩むまちづくりの推進	63. 市民の参画機会の拡充 64. 地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援
	26. 高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進	65. 地域交流拠点としての充実 66. 地域産業振興の連携 67. 教育機会での連携

本計画は、本市の最上位の計画であり、県の「高知広域都市計画区域マスタープラン」「高知県過疎地域自立促進計画」「高知県山村振興計画」などの広域計画と整合・連携するものです。



第3部 基本計画

基本方針1 まちのかたちを創る

将来都市像の実現に向けて、美しい山や川、街（市街地）、里（集落）等の、今有る良さを活かしながら、市域全体でバランスのとれた進化を目指すためには、地域ごとの特性を活かした土地利用を、戦略的に進める必要があります。

定住や交流を促す市街地の形成や集落環境の整備、交流を支える交通・情報基盤の整備を積極的に推進します。

政策1. 計画的な土地利用の推進

施策1 将来都市像の実現に向けた計画的な土地利用の推進

現状と課題

本市には、街（市街地）、里（集落）、工業団地、観光地等が広い市域に点在しています。

「進化する自然共生文化都市」の実現に向けて、地域ごとの特性や機能を活かしながら、先進的でバランスのとれた土地利用を図っていく必要があります。

人口の減少や高齢化が進む中、共に支えあい進化する自然共生文化都市を目指すためには、美しく豊かな自然環境を保ちながら、資源や立地条件等を活かした、定住・交流人口の増加、産業が育ち、継続できるよう土地利用を図ることも必要です。

基本的方向

将来都市像の実現に向け「基本構想」で掲げた「都市機能」の実現を目指します。

高知広域都市計画区域マスタープランの区域区分を維持しつつも、市街化調整区域の土地利用については、地域の実情に合った規制緩和を検討します。

既存の市街地及びその周辺は、本市の賑わいを象徴する「定住・交流促進重点エリア」として整備し、定住促進を図ります。

その他の地域についても、既存の集落や観光地等の特性を活かし、地域住民の意向を踏まえて、重点的に定住・交流を促進するエリアを形成し、定住促進を図ります。

産官学民金労言等の協働の下、地域の自然や既存の土地利用との調和に配慮しながら、市街地形成や産業立地等を模索する等、新しいまちづくり手法の導入を図り、将来都市像の実現を目指します。

施策の内容

(1) 土地利用構想の円滑な推進

基本的方向に掲げた土地利用構想の推進を図るとともに、関係する計画の広報に努めます。

(2) 新しいまちづくり手法の導入

産官学民金労言等の協働のもと、地域の自然や既存の土地利用との調和に配慮しながら、市街地形成や産業立地等を計画的に推進します。

施策 2 広い市域のマネジメント体制の構築

現状と課題

本市は、県面積の7.6%に及ぶ537.86k㎡の広い市域を有しています。

将来都市像の実現に向けては、市域全体にわたって「基本構想」に即したマネジメントを行い、地域の環境（自然、文化、生活、産業）と調和のとれた計画的な土地利用を図る必要があります。

基本的方向

市域の現状把握のためにも、地籍調査を継続し、課税の基礎情報を整備するとともに、土地利用の実態把握に努めます。

国・県の機関、市内の主要団体、学校、市民等と連携しながら、各地域の自然、文化、生活環境、産業活動等にかかわる様々な情報を収集し、地域の現状や課題の把握に努めるとともに、地域環境等をマネジメントしていくためのネットワークづくりを進めます。

収集した地域情報は、まちづくりのための基礎情報として整理し、公開します。

施策の内容

(1) 地籍調査

地籍調査を継続し、着実に推進します。

(2) 地域環境等のマネジメント体制の確立

市役所や支所、その他の主要な公共施設を、地域マネジメント拠点として、市民参加により自然、文化、生活環境、産業活動等、地域の様々な情報を収集・整理し、公開するとともに、地域の安全管理、健康管理、地域課題の解決のためのネットワークづくりを進めます。

政策2. 市街地や集落の整備

施策3 賑わいのある市街地の整備

現状と課題

土佐山田町、香北町、物部町の街（市街地）では、活性化に向けた事業やイベント等が行われていますが、空き店舗の増加による商業機能の衰退や、人口減少等による空き家の増加等がみられ、賑わいの消失が危惧されています。

一方、土佐山田町の市街化区域では、南海トラフ地震の発災予測を受け、事業所の立地や住宅建設が増えている傾向にあります。

今後は、全体計画の中で期待されているそれぞれの街（市街地）の位置づけをもとに、より積極的な空き店舗・空き家対策を実施し、賑わいのある街（市街地）の整備に取り組む必要があります。

基本的方向

土佐山田町の市街地は、本市の表玄関として、交通アクセスの優位性を活かし、観光、商業、歴史、文化、交流機能等の充実を図るとともに、都市基盤の整備を進め、宅地や住宅等の円滑な供給を促します。

香北町、物部町の街は、地域住民の生活を支える生活圏の中心として利便性の向上を図るとともに、地域資源を活かした観光や、文化的な交流等の活性化を図ります。

また、それぞれの街（市街地）では、空き店舗や空き家等、既存施設の有効活用を図ることで利便性を高め、まち全体の暮らしやすさの向上を図るとともに、道路や公的施設のユニバーサルデザイン化*を進め、誰もが活動しやすく、安心して集える、賑わいのあるまちを目指します。

施策の内容

(1) 土佐山田町の市街地の整備

土佐山田町の市街地は、本市の表玄関として、商業やサービス業への支援事業を行うとともに、観光・歴史・文化・交流機能等の充実を図りながら、シェアオフィス、IT 関連や高齢者福祉等、新事業の立地等も視野に整備を進めます。

また、市街化区域では、都市基盤の整備を進め、求心力の向上を図ります。

(2) 香北町・物部町の街の整備

香北町、物部町の街は、地域住民の生活を支える生活圏の中心として利便性の向上を図るとともに、地域の観光・文化資源を核とした交流機能の強化にも取り組めます。

(注) ユニバーサルデザイン*: 年齢、文化、言語の違い、障害の有無を問わずに利用することができる施設・製品・情報・サービス等の設計のことをいいます。本計画では、道路の段差解消等、高齢者や障害者が障壁を感じないようにする「バリアフリー化」の概念を含むものとして捉えています。

(3) みんなにやさしいまちづくりの推進

それぞれの街（市街地）では、道路や公共施設のユニバーサルデザイン化を進め、誰もが活動しやすく、安心して集える、賑わいのあるまちを目指し、整備を進めます。

施策4 暮らしやすい集落環境の整備

現状と課題

直近の市民アンケートの結果では、現住地に「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と答えた市民が約86%で、定住意向の高さが示されていますが、少子高齢化が進行しています。

20歳から29歳の男女の流出が多く、中山間地域では、コミュニティの維持が困難となっている集落があります。

一方で、本市には、市街地から中山間地域まで、多様な住環境があることから、移住希望者は増加傾向にあります。

地域の子育て世帯や高齢世帯からは、日常の買い物環境や医療施設の充実、公共交通の利便性の向上を求める声が多く寄せられています。

基本的方向

地域に魅力を感じて移住してきた新たな市民と、地域で生まれ育った若者世代が交流することにより、お互いに地域の魅力を再認識していただくことで生涯にわたり地域に貢献できる人材育成を図ります。

また、地産地消を促すため産業と商店街の活性化を図り、併せて医師の確保など地域医療の充実を図ります。

そして、地域と商店や医療をつなぐため、地域のニーズに応じた細やかな公共交通網の整備を図るため旅客自動車運送業者（タクシー業、路線バス等）と連携を図ります。加えて、都市公園の整備や待機児童ゼロを継続するなど子育て環境の更なる充実により本市の魅力を上し移住定住人口の増加を図ります。

施策の内容

(1) 地域活動を支える集会所等の整備と活動支援

地域コミュニティの核となる、公会堂、集会所等の整備や地域住民の交流、公益的な活動を支援します。

(2) 公園・緑地の整備と管理

子どもたちの安全な遊び場、地域活動や健康づくりや地域の個性を表現する場として公園・緑地の整備を図るとともに、適切な管理に努めます。秦山公園など、利用度の高い公園では、計画的な遊具の点検、メンテナンス等を行い、万全な管理に努めます。

(3) 墓地の管理

市営墓地は適切な管理を行います。

(4) 転入・移住者等の受入れ体制の整備

転入・移住希望者に対しては「香美市移住定住交流センター」「香美市移住定住推進協議会」の機能を最大限に活用し、移住・定住を促進するとともに、転入・移住者等と集落とをつなぐサポート体勢についても強化を図ります。

(5) 協働による公共空間の管理

暮らしやすいまちづくりには、幅広い市民参加が欠かせません。公園・緑地・道路・河川等を安全で美しく保つために、市民との協働による公共空間の管理のあり方を検討します。

施策5 多様な住宅等の供給

現状と課題

少子高齢化による人口減少により、市内全域では空き家が増加しています。

一方で、東日本大震災以降、安心安全な子育て環境や、様々なライフスタイルを求める移住希望者が、世代を問わず増加しています。

こうした移住希望者に対し、それぞれに応じた環境・住まい・仕事に関する情報提供や、支援策等が求められています。

市営住宅については、老朽化した住宅の改修や解体など、財政等の状況を勘案しながら検討していく必要があります。

基本的方向

各地域の住宅需給バランスを見極めながら市営住宅の必要性を検討し（ユニバーサルデザイン化への対応も含む）住宅・宅地の適正な供給を図ります。

また、市内全域で空き家が増加していることから、空き家となった住宅は、空き家バンクへの登録を促し、移住・定住促進に活用します。

また、豊富な森林資源の活用を目的とした補助事業により、市産木材を利用した住宅建築の促進を図ります。

施策の内容

(1) 市営住宅の改修

香美市公営住宅等長寿命化計画に沿って、老朽化した住宅の改修を進めます。

(2) ニーズに合った住宅の供給

市民や不動産業者との連携により、空き家情報等の整備を図ります。転入・移住希望者に対しては、「香美市移住定住交流センター」「香美市移住定住推進協議会」の機能を最大限に活用するとともに、窓口を確保して各種相談に応じるなど、ニーズに合った住宅の供給に努めます。また、空き家バンクに登録され、補助要件を満たす物件については、その改修等について支援します。

(3) 市産木材の利用促進

市産木材を利用した住宅建築や改築の促進を図ります。

政策 3. 交流・生活基盤の整備

施策 6 基幹交通路の整備

現状と課題

本市を貫く国道 195 号は、物部川沿いに東西に走り、西は高知市方面と東は徳島県の阿南市方面とを結ぶ広域幹線道路として機能しています。

県道は、高速道路や高知龍馬空港からのアクセス道路として、また、市内外の各地域を結ぶネットワーク軸として重要な役割を果たしており、集落の定住環境の確保に不可欠な路線となっています。

しかし、これらの幹線道路においては、利便性や災害対策上から改良を要する区間や、渋滞の解消を図るべき区間があり、計画的な整備・補修・改修を行うとともに、歩道の整備等、人にやさしい道づくりを進めることも必要です。

基本的方向

国道 195 号は、本市を一体的に結ぶ広域交流軸であり、災害発生時や緊急時においても最も重要な道路です。このことから、国や県等、関係機関との調整を密に行いながら、必要な整備を進めます。また、中心市街地の渋滞解消や救急・緊急車両等のアクセス経路の確保等の観点からも、市街地周辺の円滑な交通を促す環境整備に向けて、あけぼの街道（山田バイパス）の早期完成を目指します。

県道は、市内と周辺地域との地域間連携軸として、また、高知龍馬空港や高速道路のインターチェンジ等とのネットワーク軸として位置づけ、機能強化を図ります。

また、災害時の対応を想定した複数経路の確保を目的に、物部川右岸の、県道日ノ御子土佐山田線、久保大宮線等の整備・改良を促進します。

施策の内容

(1) 国道 195 号の改良の促進等

国道 195 号バイパスのあけぼの街道については、地権者や関係機関との調整を密に行いながら、早期完成を目指します。また、国道 195 号については、自転車等も通行しやすい道路とすることが出来るよう、その改良について関係機関と協議及び調整を図り、促進に努めます。

(2) 県道日ノ御子土佐山田線・久保大宮線の改良

当該路線は、沿線住民の基幹道であるとともに、災害時の対応を想定した複数経路の確保の観点からも重要な路線です。関係機関と協議及び調整を図りながら、車線の拡幅、視距の改善、法面の補強等、優先順位を付けて計画的な改良を行います。

(3) その他の県道の改良等

県道は、地域住民の基幹道であるとともに、市内外の各地域を結ぶ重要な道路です。地域や集落の定住環境の確保に不可欠な路線も多いことから、関係機関との調整を図り、その改良を促進します。

施策 7 暮らしを支える道路網の整備

現状と課題

市道は地域住民の暮らしを支える生活道ですが、その改良率は 40%未満であり、狹隘道路も多くあります。農道や林道が暮らしを支える生活道として機能している地域では、農道や林道の適切な整備・維持管理体制の構築が必要です。

土佐山田町の市街地では、安全な歩道の確保や、都市計画道路「新町西町線」の早期開通が望まれています。

また、道幅が狹隘な区間は、救急・緊急車両等のアクセス経路・災害発生時の避難ルート確保といった面からも改良を急ぐ必要があります。

山間部では、道幅が狹隘で、かつ傾斜のある林道や市道が多くあり、救急・緊急車両が通行困難なことから、災害発生時に孤立することが懸念される集落もあります。高齢化の進む地域でも、安心して暮らせる生活環境の実現を目指す観点からも、災害対策を重視した道路整備を急ぐ必要があります。

基本的方向

市道・農道・林道等は、暮らしを支える道路と位置づけ、適切な整備・維持管理を行います。

土佐山田町の市街地では、都市計画道路「新町西町線」の早期開通を目指すとともに、救急・緊急時の交通アクセスや災害発生時対応も視野に入れた改良・整備を急ぎます。

山間部では、救急・緊急車両の通行が困難な区間の改良や、災害発生時に孤立が懸念される集落への対応も含め、林道整備計画等を中心に災害に強い道路整備を進めます。

施策の内容

(1) 都市計画道路の整備

都市計画道路「新町西町線」の早期開通を目指すとともに、土佐山田町の市街地にある狭隘道路の改良・整備を図ります。

(2) 市道・農道・林道等の整備と維持管理

市道・農道・林道等は、暮らしを支える道路と位置づけ、適切な整備・維持管理を行います。

施策8 公共交通手段の維持・充実

現状と課題

路線バス等の公共交通は、市民の生活行動の利便や住民福祉の向上はもとより、観光拠点等への周遊の利便の観点からも、その維持・充実が必要です。

しかし、社会状況等の変化に伴い、路線バス事業を営む乗り合いバス事業者の経営は厳しさを増しており、本市では、運行維持が困難となっている路線に対し「香美市生活バス路線運行維持補助金」を交付し、移手段の確保を図っています。

広い市域で公共交通等の空白地域をなくし、市民の生活行動の利便と住民福祉の向上や、観光拠点への周遊等への利便を図るためには、「香美市地域交通対策検討委員会」の「市営バスを含めた公共交通事業の方向性に関する最終答申」に沿った事業の展開を図ることが必要です。

基本的方向

公共交通は市民の生活に密着した交通手段として重要な役割を担っており、運行維持が困難となっている路線に対しては「香美市生活バス路線運行維持補助金」を交付し、移手段の確保を図ります。

また、「香美市地域交通対策検討委員会」の最終答申に沿った事業展開を図ることで公共交通等の空白地域をなくし、市民の生活行動の利便と住民福祉の向上や、観光拠点等への周遊の利便を図り、これからの地域における公共交通の役割を明確にします。

施策の内容

(1) 公共交通手段の維持・充実

路線バス等の利用促進を図るとともに、運行維持が困難となっている路線に対し「香美市生活バス路線運行維持補助金」を交付し、移手段の確保を図ります。

また、「香美市地域交通対策検討委員会」の最終答申に沿った事業展開を図ることで公共交通等の空白地域をなくし、市民の生活行動の利便と住民福祉の向上や、観光拠点等への周遊の利便を図ります。

このほか、香美市地域公共交通会議で、運行ルートの変更等を必要に応じて検討

します。

施策 9 交通ターミナルの整備と活用

現状と課題

J R土佐山田駅は、鉄道利用者の本市への玄関口であり、香美市いんふおめーしょんを設けて観光情報等を発信しています。

また、アンパンマンバスが駐車している時の駅前のバスターミナル付近は、スマートフォンを持った観光客のホットスポットとなっています。

本市の将来都市像の実現に向けては、J R土佐山田駅とその周辺の、交通ターミナル機能の向上や、円滑な交通環境づくりに努めるとともに、J R土佐山田駅周辺を、賑わいのある交流拠点として整備し、その賑わいを、商店街や線路を挟んだ南北の市街地にまで広げるための工夫と努力が必要です。

また、その他の駅や路線バスターミナル及び路線・市営バスの停留所等については、安全で円滑な移動等に向けた適切な整備・管理が必要です。

基本的方向

J R土佐山田駅周辺を、本市の玄関口機能を担う、賑わいのある交流拠点として整備するとともに、香美市いんふおめーしょんを活用した情報発信に努めます。

また、都市計画道路「新町西町線」開通を目指すとともに、地域資源を活用した、賑わいのある市街地整備を進めます。

その他の駅や路線バスターミナル及び路線・市営バス停留所等については、安全で円滑な移動等に向けた適切な整備・管理に努めます。

施策の内容

(1) 交通ターミナルの整備と活用

J R土佐山田駅とその周辺は、列車とバス・タクシー等の円滑な乗換え環境を整備するとともに、市民や観光客の行き交う賑わいのある交流拠点として整備しながら、地域資源を活用した賑わいのある市街地整備につなげます。

(2) 交通ターミナル等の整備と管理

その他の駅や路線バスターミナル及び路線・市営バス停留所等については、安全で円滑な移動等に向けた適切な整備・管理に努めます。

施策 10 情報通信インフラ*整備と活用

現状と課題

本市の将来都市像の実現には、様々な情報通信インフラの整備と活用が欠かせません。

本市では、行政や教育、公共施設等で情報化時代に対応した体制づくりを進めるとも

(注) 情報通信インフラ*: インフラはインフラストラクチャーの略で、社会の基盤となる設備のこと。ここでは、電話回線や通信回線などの通信網やデジタル放送も含み、情報通信と捉えています。

に、情報通信インフラ活用の第一歩となるパソコン教室等を行っています。

しかし、インフラ整備が不十分な地域が残されており、住民福祉の向上や移住・定住環境整備の観点からも早急な整備が必要です。

基本的方向

地域の特性に応じた情報通信インフラの整備に努めるとともに、それらを活用した行政サービスの向上を目指します。

施策の内容

(1) 情報通信インフラの整備と活用

地域の特性に応じた情報通信インフラの整備を進めるとともに、それらを活用した行政サービスの拡充を図ります。

(2) パソコン教室等の実施

情報通信インフラ活用の第一歩となるパソコン教室等を実施します。

政策4. 都市イメージの形成

施策11 香美市らしい景観形成

現状と課題

本市では、昔ながらの美しい街や里の景観が残り、物部川が流れる緑の景観をベースに、あじさいロード（国道195号の香北・物部地区の一部区間）、アンパンマンロード（香北の商店街）といった個性ある景観があります。

しかし、都市としてのイメージ形成につながるような景観形成は、これからの課題となっています。

基本的方向

市民が誇りに思い、誰もがあこがれるようなまちづくりの一環として、香美市ならではの自然と文化を活かした快適で魅力的な景観づくりを進めます。

物部川及び国道195号は、広域交流軸として、地域の理解と参加を得ながら美しい景観形成を進めます。

駅や商店街は、来訪者を迎え入れる玄関にふさわしい景観整備を進めます。また、本市の個性と魅力を伝える景観スポットの形成と紹介に努めます。

施策の内容

(1) 本市のシンボルとなるイメージ景観の整備

国道 195 号の沿道は、季節を通じて花が楽しめる景観を整備していくとともに、物部川の景観を楽しむ休憩スポットの整備等、市民との協働で取り組みます。JR 土佐山田駅周辺は市の玄関口として位置づけ、香美市らしい景観形成を図る等、高品位な都市の顔づくりを進めます。

(2) 地域の個性を表現する景観の整備

その他の幹線道路、商店街とともに、地域の宝である物部川流域の名所、旧跡等、地域の特性を活かし、地域住民の参画を得ながら整備を進め、住む人、訪れる人に魅力的な景観及び交流空間としていきます。

基本方針2 みどりを保つ

みどりの環境（山、川、森の自然等）は、市民の誇りです。

災害に強く快適な生活環境の向上とともに、環境保全への貢献を目指し、自然資源の保全・活用を総合的に推進します。

政策5. 安全・安心なまちづくり

施策12 災害対策の充実

現状と課題

国は、自然災害に対し、「防災対策を強化していくことは重要である」としつつも、「災害を100%未然に防ぐことは不可能である」ことから、「被害軽減に資する減災対策を早急に実施していく必要がある。」との方針を示しています。

南海トラフ地震に対する備えとしても、ハード整備に加えて、総合的なソフト対策の充実が求められています。

また、近年、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化しており、被害が相次いでいます。明らかに雨の降り方が変化していることを、「新たなステージ」として捉え、危機感を持って防災・減災対策に取り組む必要があります。

基本的方向

防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくりを目指します。

南海トラフ地震に備えて、住宅の倒壊等による人的被害を軽減するため、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策と、増加傾向にある空き家の地震対策を進めます。

台風や局地的な集中豪雨による、河川氾濫や土砂災害に対して、住民が主体的かつ早めに避難できるよう、防災行政無線の整備やハザードマップの改訂を行い、情報提供の体制整備を進めます。

施策の内容

- (1) 河川の危険区域や土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の改善
地域の意見を参考に、危険箇所の改善が進むよう、県とともに効果的な対策を推進します。

(2) 公共施設の耐震化

南海トラフ地震に向けて公共施設の耐震強化の必要性と緊急性を把握し、順次対策を講じていきます。

(3) 防災行政無線システムの確立

市内全域に、防災情報の一斉伝達が可能となるよう、同報系無線を整備するとともに、迅速な情報伝達を実現するため、運用体制の強化及び通信環境の整備に努めます。

施策 13 消防・救急体制の充実

現状と課題

消防体制については、消防活動拠点として、消防本部庁舎が平成 27 年に竣工しているものの、香北分署及び多くの分団屯所は、老朽化により大地震発生時には機能を維持できないおそれがあります。

また、消防水利の不足している地域が多くあるほか、大地震発生時には消火栓が使用不能になることが予想されるため、延焼危険の高い住宅密集地等に耐震性貯水槽の整備が必要です。

救急体制については、少子高齢化をはじめとする社会環境の変化に伴い、救急需要は高水準で推移しており、今後も続くことが予想されることから、救急搬送体制の充実強化の必要があります。

基本的方向

香北分署及び分団屯所の改築や耐震性貯水槽等の整備を計画的に進めていきます。また、消防車両、救急車両等を計画的に更新するとともに、消防職・団員の知識・技術向上に向けて、研修等を計画的に実施していきます。

救命率向上を図るため、市民を対象に応急手当の普及啓発に努めます。

複雑多様化する各種災害に対し、消防・救急体制の充実を図り、安心して生活できるまちづくりを、市民とともに目指していきます。

施策の内容

(1) 消防庁舎及び分団屯所の建設

消防署香北分署の早期改築を検討します。また、老朽化した分団屯所を計画的に更新します。

(2) 消防車両、耐震性貯水槽等の整備

消防車両、耐震性貯水槽等を計画的に整備し、消防力の強化を図ります。

(3) 高規格救急自動車の整備

高い救急需要に対応するため、高度な救命救急処置が行える高規格救急自動車を計画的に更新するとともに、市民に対して応急手当の普及啓発を行っていきます。また、救急車の適正利用について、積極的に普及啓発活動を行います。

(4) 防火・防災訓練の実施

自主防災組織に対して、防災士資格取得のための支援を引き続き行います。また、消防団や関係機関等と連携した合同の防火・防災訓練や救援訓練、研修会を実施し、地域における消防力及び防災力の向上に努めます。

施策 14 地域防災体制の確立

現状と課題

市の人口の減少・高齢化に伴い、これまで地域の防災力の中核を担ってきた、消防団員の確保が困難になっています。

南海トラフ地震等の大規模・広域災害時に、被害を軽減するためには、一人ひとりの住民だけではなく、地域全体で「災害は他人事」と思わず、自分でできること、家族でできること、隣近所で力を合わせてできること等を考え、相互に助け合うことが重要であり、自助・共助を、効果的に活用することが求められています。

基本的方向

消防団の充実強化、自主防災組織の設立・活動の支援などを進め、自助・共助の要となる体制を確立し、地域の防災力の向上を図ります。

地域防災力の向上と地域の活性化は、施策の効果において表裏一体の関係にあることから、住民が主体となった要配慮者避難の支援など、防災・減災の取組の促進を通じて、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを目指します。

施策の内容

(1) 消防団の体制整備・消防力の向上

各分団の効率的な出動体制の整備、基本団員の確保と機能別団員、女性団員の入団促進に努め、老朽化した消防団屯所の改築を進めます。また、各種訓練を実施し、消防力の向上を図ります。

(2) 自主防災組織の育成

平成 27 年度末現在、170 組織（組織率 93.7%）の自主防災組織が結成されています。今後は、組織率 100%を目指すとともに、組織に未加入の市民の参加を促します。また、自主防災組織の訓練や、各自主防災組織が使用する指定避難所等の運営マニュアル作成に対して、積極的な支援を行います、

(3) 防災備蓄体制の確立

市防災備蓄用倉庫には、備蓄物資・資材等を計画的に整備します。食糧品や生活物資などについては、事業所との流通備蓄に関する協定書の締結も推進します。

また、自主防災組織の設置・管理する防災備蓄用倉庫についても各組織と連携して整備を進めます。そして、災害時の情報提供及び緊急輸送等の協力など、民間事業者との協力体制を進めます。

(4) 避難場所等の周知

緊急時の避難場所等の立地条件を見直し、避難場所等の周知を図るとともに、高齢者や障害者等、要配慮者への対応を含め、各地の実情に合った避難体制づくり、災害の規模や危険性を認知させる出前講演会等を実施します。

施策 15 交通安全・防犯対策の充実

現状と課題

本市では、交通安全対策として、歩道の設置や交通安全施設の整備、通学路対策等とともに、街頭指導や交通安全教育等を積極的に進めています。

平成 25 年 11 月、あけぼの街道が全線開通し、本市を取り巻く道路交通環境に、大きな変化がありました。今後、余暇活動の増加に伴う交通量の増加、高齢運転者の増加、夜間交通量の増加等が予想され、変化に即した交通安全施策の展開が求められています。

防犯については、本市はこれまで犯罪件数が少ない状況にありましたが、全国的には路上犯罪や高齢者等を狙う詐欺等、様々な犯罪が増加しており、市民の暮らしの安全を守る必要性が高まってきています。

基本的方向

交通安全については、香美市交通安全基本計画に掲げる「安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、道路事情に見合う交通安全施設の整備や交通規制、市民の交通安全意識の高揚、自主的な交通安全運動等の強化を図ります。

防犯については、関係機関と連携しながら、防犯に対する市民の意識づくりや、地域に根差した防犯活動により犯罪のないまちづくりを進めます。

施策の内容

(1) 交通安全対策の充実

交通安全施設の設置や交通安全意識の高揚に繋がる対策を進めるため、関係機関との協力関係の強化を図ります。

(2) 防犯体制の充実

犯罪のないまちづくりを進めるため、関係機関にきめ細やかな防犯対策を要請していくとともに、市民の防犯に対する意識づくりを図り、防犯体制の強化等に努め、自治会・町内会等での自主的な防犯活動も促進します。

(3) 被害者救済対策の実施

交通災害共済の充実を図るとともに、被害者救済対策関係機関と協力して交通事故相談の充実を図ります。また、関係機関と連携して犯罪被害者の救済対策の確立に努めます。

政策6. 自然資源の保全と活用の推進

施策16 自然資源の保全

現状と課題

木材の需要と供給が低下傾向の中、森林の育成や管理が十分でない状態となっています。中山間地域を中心に有害鳥獣被害が発生し、特に高標高域におけるシカによる被害は自然生態系に影響を及ぼすなど深刻な状況にあり、森林環境の保全は全市的な課題となっています。

物部川は集中豪雨による上流部の山腹崩壊に伴い、上流河川の土砂堆積による濁水問題や、河口閉塞等による河川環境の悪化が進み、生態系の破壊や農林産物への被害が拡大していることから、本市を含む流域3市と民間団体によって構成される「物部川流域ふるさと交流推進協議会」等により、河川環境の改善に向けた取組が進められています。

基本的方向

物部川の清流、豊かな森林環境を守るため、国・県等と連携して森林や河川の環境整備を進めるとともに、市民や民間団体、企業等の理解と協力を得ながら、長期的な視点からハード・ソフト両面の取組を総合的に展開していきます。

本市の山と川の素晴らしさと、その環境を守ることの意義を市民や流域住民とともに考え、森林の育成・管理、物部川を守る市民活動等の振興を図ります。

施策の内容

(1) 森林の育成・管理の推進

森林を守り、再生していくため、長期的・広域的な視点を持った森林造成を促し、地域とも協力しながら、鳥獣と共存できる森林の育成や管理を推進します。

(2) ひとの共生する森林づくりの推進

森林の適正な施業管理はもとより、農業委員会に協力依頼のうえ、耕作放棄地の所有者に関する情報収集と放棄地の管理方法の検討、集落周辺整備を進めます。また、ごみの不法投棄の巡回監視や山火事の防止対策等の環境保全に努めます。

(3) 物部川を守る活動の推進

「物部川流域ふるさと交流推進協議会」を中心に流域住民に向けた広報・啓発活動を行うとともに、造林事業の有効な実施を図る等、物部川の環境改善を図ります。

施策 17 自然環境の多様な魅力の活用

現状と課題

本市は、市域の約 9 割が森林であり、剣山国定公園や奥物部県立自然公園等の指定を受けるなど豊かな「みどり」（森林や田園等人々にうるおいを与える自然環境）を有しています。この環境は産業だけではなく、水源かん養、ハイキングや登山等の健康増進に寄与する活動にも利用されています。

また、学校教育の一環として、自然とふれあう機会を持つことが重視されるようになってきています。

今後は、より多くの市民や観光客が本市のみどりの魅力を知り、楽しむ機会を拡充していくことが求められます。

基本的方向

本市のみどりに親しむ環境づくりを進めるため、みどりの中の総合的な交流拠点としてべふ峡温泉周辺の整備を進めるとともに、その他の観光交流スポットへの連絡道路、ハイキング道等のネットワーク整備を進めます。

自然の豊かさ、大切さへの理解を一層深め、子どもたちの健全育成や自然に癒されることを求める人々との交流人口の増大を図るため、体験学習メニューの作成、森や川を中心としたイベントや参加者の受入れ体制等の充実と情報発信を推進します。

施策の内容

(1) みどりの交流拠点及びみどりのネットワーク整備

主要観光地を「みどりの交流拠点」として整備し、森林関係情報を積極的に発信することで、みどりへの親しみを深める機会の充実を図ります。また、ハイキング道路や案内標識、説明板等を整備し、観光交流スポットを結ぶ「みどりのネットワーク」を形成します。

(2) 物部川の整備・活用

森と川の環境を一体的なものとして捉え、関係機関と連携しながら、物部川上流域を

中心とした森林の整備等を行い、清流化を図ります。また森と川の魅力を伝え、活用の在り方について検討します。

(3) 山・川を活用した体験学習やイベント等による環境教育の充実と情報発信

関係団体との連携を図りながら、森林環境教育及び林業体験教室等を市内各校に拡大できるように努めます。

政策7. 水資源の安定的な確保と利用

施策18 水資源の安定的な確保と利用

現状と課題

本市は、水源を保有する地域として、市民及び流域住民の生活や産業にとって重要な位置づけにあります。現在、本市には4つのダムが有り、水害の防止、生活用水や農業用水、工業用水の確保、水力発電等に利用されています。

上水道は、現在一日当たり 5,000~6,000 t の配水を行っていますが、戸板島水源地だけでは限界があり、新水源の確保が必要となっています。

簡易水道、飲料水供給施設については、施設の老朽化が課題となってきています。

中山間地域においては、水道施設の未整備や高齢化により水道施設の維持管理が困難になってきている状況であり、基本的な生活環境を確保するため、飲料水の安定した供給が大きな課題です。

基本的方向

生活環境の向上や生活様式の多様化等による水需要に対応するため、水源の安定的な確保に努めます。

未給水地域における水道施設整備を実施し、効率的かつ効果的な事業の経営基盤の強化に努め、安心・安全で安定した飲料水の供給を図ります。

施設等の維持管理は、定期的な施設点検を行うとともに、漏水・故障・災害など緊急時の修繕に対して早期復旧体制の強化を図り、安定した飲料水の供給に努めます。

施策の内容

(1) 水資源の確保

関係機関と連携して森林の管理、ダム施設の管理、河川の浚渫、水資源の保全・確保に努めるとともに、山林の実状を市民に広報します。

(2) 上水道、簡易水道、飲料水供給施設の整備・改良及び水道事業の統合

水道事業の経営の効率化と健全化を図りながら、簡水統合の検討、現在の水道施設の維持管理及び耐震化の検討と同時に、上水道の新水源の開発、未給水地域の解消に努めます。

政策 8. 自然と共生する地域づくりの推進

施策 19 汚水対策の推進と河川の水質保全

現状と課題

生活雑排水は、公共用水域（河川等）における汚濁の大きな要因になっていますが、広い市域にあって効率的な改善は難しいのが現状です。

水源のかん養、景観形成、生物育成等、水環境の果たす役割は大きく、排水処理施設の整備・普及が急務となっています。

基本的方向

河川の清流を維持することは、流域市民の生活に関わる重要な課題であり、環境衛生をより向上させるには、市民の理解と協力のもとに公共下水道事業等の施設整備や浄化槽設置などハード事業のみならず、ソフト面では事業の必要性や整備状況を広報等に掲載するなど、啓発活動等を積極的に行います。

施策の内容

(1) 農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業の推進

下水道および農業集落排水は、「高知県全県域生活排水処理構想 2011」の総合計画に基づき、少子高齢、人口減少社会時代の状況下において、財源の確保と建設コストの縮減に考慮しつつ、効率的かつ計画的な整備と普及促進に努めます。

また、今後増加が見込まれる下水道施設及び管路のストックマネジメント*および防災・減災対策については、県および東部流域下水道の関係自治体と連携しながら、水質保全と生活環境の改善に努めます。

(2) 合併処理浄化槽設置の普及促進

「香美市循環型社会形成推進地域計画」に掲げる目標の達成に向け、合併処理浄化槽設置整備の補助事業を実施し、生活排水処理の推進に努めます。

施策 20 ごみ、し尿の適正な処理

現状と課題

香南清掃組合では、施設の老朽化に伴う新ごみ処理施設を平成 28 年度に建設しました。また、香南香美衛生組合（し尿処理施設）では、処理方式を改造しましたが、付帯設備は従前の機器で老朽化が進んでいるため、定期的に点検整備を行う等、現有能力の低下をき

(注) スtockマネジメント*：、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理すること。

たさないよう維持管理が必要です。

また、ごみの分別、収集、保管、運搬、再生、処分等の各工程において適正化を図るよう努めます。

基本的方向

ごみ・し尿については、香南清掃組合、(財)高知県魚さい加工公社、香南香美衛生組合等による適正処理を維持・充実させます。

ごみ・し尿の適正な処理やごみの減量化については、市民や事業所の協力も不可欠です。個々の負担に配慮しながら、下水道への接続や合併処理浄化槽設置の促進、ごみ処理機器の普及促進等に努めます。

施策の内容

(1) ごみ、し尿の適正処理の維持・充実

香南清掃組合では、既存施設の老朽化に伴う、新ごみ処理施設建設を平成 28 年度に建設しました。(財)高知県魚さい加工公社では、事業所から排出される魚腸骨(魚あら)を資源として再生利用するため、回収量の拡大に努めます。香南香美衛生組合では、標準脱窒素処理方式に改造し処理水質が向上しましたが、施設の老朽化も進んでいるため、定期的な点検整備を行う等、維持管理に努めます。

また、ごみの分別、収集、保管、運搬、再生、処分等の各工程において適正化を図るよう努めます。

(2) ごみ減量化や処理設備の普及促進

「香美市一般廃棄物処理基本計画」に基づき適正な処理を推進します。下水道への接続、合併処理浄化槽、また、生ごみ処理容器等ごみ処理機器の普及促進に向け、地域にとって望ましい在り方を市民と共に考え、必要な支援を行います。

施策 21 地球環境保全の推進

現状と課題

本市の豊かなみどりを守ることは、地球環境の保全にもつながっています。

市役所では、現在 5 分野 70 品目について、グリーン購入*を実施しています。

今後は、市民・事業所と力を合わせ、地球環境にやさしいまちづくりを全市的に進めていく必要があります。

基本的方向

道路や公園等公共的施設の整備にあたっては、環境に配慮した素材の利用、省エネルギー対策等を検討します。

また、ごみのリサイクル化、減量化につながる、より効果的な分別方法を検討するほか、

(注) グリーン購入*: 製品やサービスを購入する際、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持つとされています。グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)は、平成13年4月に施行されました。

省エネルギー住宅等の建設や事業所等における環境に配慮した事業活動への支援策等も検討し、環境負荷の低減を促進します。

施策の内容

(1) 地球温暖化対策の推進

「香美市地球温暖化対策実行計画」に基づき、庁舎・公共施設の温室効果ガス排出量の削減に努めます。また、今後とも国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の趣旨をさらに職員に周知し、調達率の向上を目指します。

(2) 環境負荷の少ない暮らし方の促進

ごみの減量、資源化等に対する市民・事業者の理解を促進するため、広報等によりごみの収集量や処理にかかる費用について周知していきます。また、香美市地球温暖化対策地域推進計画に基づいて、市民・事業者と協働で省エネルギー化や低炭素社会の実現に向けて取り組みます。

基本方針3 やすらぎを守る

本市の持続的な発展は、市民がいつまでも、安心して自分らしい生活を継続できるまちづくりと密接な関係にあります。

市民の主体的な健康づくりを基本に、保健・医療・福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支えあいを促進し、住み良いまちを目指します。

政策9. 支えあいのまちづくり

施策22 長寿社会を支える体制づくり

現状と課題

人口の高齢化による医療費や介護保険費の増大を抑制するため、国は、医療制度や福祉制度の改革を進め、「予防重視」、「施設より在宅」という方針を基本に、地域ごとに効果的な自立支援施策を展開することを促しています。

本市は、山間部を除いて公民の医療施設や福祉施設が比較的高い水準で整備されています。その中で、国民健康保険の一人当たりの診療費支給額が県下平均を大きく上回り、介護保険給付費も年々増加する等、医療や福祉にかかわる支出が、市財政を圧迫するようになってきています。

市民のニーズは多様化・複雑化、高度化しており、これに伴って福祉の担い手は、従来の福祉行政や民生委員・児童委員、社会福祉協議会のみならず、その他の行政分野、民間の事業者や市民ボランティア等、多様化しています。

団塊世代が高齢期を迎えつつある現在、元気な長寿社会づくりに向けて、市民、地域、市行政の体制づくりを進めることが求められており、今後想定される南海トラフ地震等対策についても広域市町村での連携の必要性が一層重要な課題となっています。

基本的方向

市民が前向きに健康づくりや自立した生活の継続に取り組むことができるよう、行政、地域、事業者が連携・協働して元気な長寿社会を築く体制づくりを進めます。

市では、健康介護支援課（母子、健康増進、介護予防、介護保険）、市民保険課（国民健康保険、医療、年金）、福祉事務所（福祉、生活保護）、教育委員会（保育、生涯学習・生涯スポーツ）をはじめ、あらゆる部署が連携し、市民の福祉向上と社会的な費用の逡減の両面から総合的な施策の展開を図るとともに、高度かつ専門的なサービスの利用環境を確保するため、県や近隣自治体との連携強化に努めます。

多様化する市民ニーズにきめ細かに応えていくため、民間事業者との連携強化、地域活

動の推進や市民ボランティアの育成等を図ります。

また、年齢や障害の有無にかかわらず多くの市民がいきいきと様々な活動に参加し、就業等においても生涯活躍できるようなまちづくりを目指します（ユニバーサルデザイン化、ノーマライゼーション*の推進等）。中央東福祉保健所管内での災害訓練の合同実施等を行い、今後想定される南海トラフ地震等への災害対策の連携体制も構築していきます。

施策の内容

(1) 市内の連携体制の強化

庁内関係部署の連絡・連携体制を一層強化するとともに、民間の事業所や専門人材との連携を密にして、様々な問題への対応力の強化を図ります。特に、心身の健康、虐待防止、権利擁護、各種サービスの利用等にかかわる不安や悩みの解消は高齢者、障害者、子育て等に共通する課題であり、社会福祉協議会、地域包括支援センター、香美市自立支援協議会、子育て支援センター等と連携し、各組織の機能を活かして解決にあたりるとともに、市民がいつでも気軽に相談できる窓口機能の充実に努めます。

(2) 広域連携の強化

引き続き、県や広域市町村圏における連絡・連携ネットワークに積極的に参加し、医療・保健・福祉を巡る問題の多様化・複雑化・高度化に対応する態勢を確保します。

また、南海トラフ地震等災害対策について、医療・保健・福祉の分野でも広域市町村圏で連携していきます。

(3) 民間事業者との連携

多様化するニーズにきめ細かくに対応するため、民間ならではの柔軟な視点から、当事者の立場に立ったサービスや支援活動が展開・拡充されるよう、民間事業者と連携していきます。（健康関連産業、生活支援サービス産業の振興等）

(4) 高齢者がいきいきとするまちづくりの推進

高齢者を地域の担い手として積極的に位置づけ、その経験や知恵や技術、時間、特性を活かせる仕組みづくりを引き続き進めます。併せて、高齢者の健康づくり、生きがいづくり活動を促進し、老人クラブ、シルバー人材センターの充実、様々な産業、教育、地域活動等、各分野において一層活躍できるような場づくりを進めます。

（注）ノーマライゼーション*：年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが地域でごく普通の生活を営むことができ、差別されない社会をつくるという理念を意味します。

施策 23 地域福祉の推進

現状と課題

過疎化、高齢化、世帯規模の縮小化等により、家庭や地域の中で共に支え合う力が弱体化してきている中、福祉にかかわるニーズや問題が増えています。これを背景に、公的な支援機関として要保護者に対する生活相談、就労指導等を行う福祉事務所は、一層重要な役割を担うようになってきています。

地域の中では、NPO*やボランティアグループによる活動もみられ、社会福祉協議会ではボランティアセンターを設置して活動の活性化を図っています。しかし、ボランティア活動への新規参加は、それほど増えていません。誰もがができることやしたいことで気軽にボランティア活動等に参加するまち、共に支え合えあうまちにしていくためには、意識づくりや参加のための環境づくりを一層進める必要があります。

社会福祉協議会は、市民の福祉を担う民間機関として重要な位置づけにあり、行政受託事業や介護保険事業等を通じて、社会福祉の増進や民間団体等との連絡調整等を図り、共に支え合う地域づくりを推進しています。しかしながら、財源確保も含め、自主性を発揮しながら十分に活動できる体制づくりが課題となっています。

基本的方向

地域福祉の活動を支える母体としての福祉事務所及び社会福祉協議会の充実とともに、民生委員・児童委員等との連携や、ボランティア活動等の活性化を促進し、地域全体での見守りや支援体制の充実に努めます。

みんなが安心して暮らしていくことのできるまちづくりには、市民の支え合いが不可欠です。高齢者、障害者、母子父子家庭等との交流や多様なボランティア活動等に気軽に取り組める機会の拡充や、地域で支え合う気運の醸成を図り、ノーマライゼーションの考え方に基づく地域づくりを推進します。

施策の内容

(1) ボランティア活動への支援体制の充実

香美市ボランティアセンター（香美市社会福祉協議会）を中心に、各地区のボランティア協議会との連携を図るとともにコーディネート職員を配置し、市民向けボランティア講座の開催、ボランティア情報の提供、支援ニーズの把握、活動者（団体・個人）の登録と支援ニーズとのマッチング、地域と連携した活動拠点の確保等、参加促進と活動支援の体制づくりを進めます。また、災害ボランティアセンター機能を発揮させるための準備等に取り組みます。

(2) 福祉教育の推進

ノーマライゼーションの推進やボランティア活動への参加促進にあたっては、家庭・地域と連携して子どものころから共に生きる意識づくりを育みます。また、教

（注）NPO*：非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。狭義では、特定非営利活動促進法（平成10年3月成立）により法人格を得た団体（NPO法人）のことを指します。

育機関と連携して、就学前及び児童・生徒への福祉教育の充実に努めます。

(3) 社会福祉協議会等の支援

社会福祉協議会が行っている、高齢者や障害者（児）に対する在宅サービス、市民ボランティア活動をはじめ、市民が主体となって展開する地域福祉活動の推進を支援します。また、社会福祉協議会の体制の充実など、地域福祉団体を支援します。

(4) 福祉事務所活動の充実

生活保護受給世帯のほか、地域社会の支えを必要とする要援護世帯に対する自立支援プログラムの策定や、自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に実施することにより、地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域福祉の向上を図ります。また、被保護世帯の状況を把握して、被保護者の個別状況や自立阻害要因について類型化を図り、各類型に応じた自立支援の具体的な内容や実施手順等を定め、必要な支援を組織的に実施します。

(5) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の推進

地域福祉の確実な推進に向け、社会福祉法に規定されている市町村地域福祉計画を推進します。市民が地域で主体的に行う活動については、社会福祉協議会を中心に「地域福祉活動計画」を推進します。いずれも市民参加を基本に推進し、本市における様々な福祉事業・活動を効果的に進めるための指針とします。

施策 24 みんなにやさしいまちづくりの推進

現状と課題

公共施設等においては、スロープの設置、段差解消等によりバリアフリー化が進められてきていますが、その施設までの導線となる生活空間においては、整備が遅れているのが現状です。

バリアフリー化は、新しい施設を中心に進んでおり、既存施設については、緊急度に応じて順次対応している状況にあります。

基本的方向

高齢者や障害者にとって活動の障害となる段差等の改良も含め、すべての人にとって使いやすいユニバーサルデザイン化を進め、誰もが活動しやすいまちを市民と共につくっていきます。

このため、ユニバーサルデザインの視点でまちを総点検し、特に利用度の高い場所等から必要な改善を進めていくこととします。

今後とも、公共施設の改善を進めるとともに、民間施設における対応も促進します。

施策の内容

(1) ユニバーサルデザインの視点に立ったまちの点検、施設の改善

ユニバーサルデザインの視点からまちの点検を実施し、改善の必要のある箇所を確認して、緊急度に応じて順次改善を図るとともに、関係機関に改善を要請していきます。また、市民や事業所に対して、ユニバーサルデザインの必要性や、生活の中でできる工夫等について理解を促していきます。

政策 10. 保健、医療の充実

施策 25 健康づくりの支援

現状と課題

できるだけ長く、健康で自立した生活を送ることは、多くの市民の願いでもあり、健康寿命*の延伸が、市と市民に共通した課題となっています。最近では、メタボリックシンドローム**、メンタルヘルス***、アレルギー****、新しい感染症への対応等、健康をめぐる様々な問題や不安も増加してきています。

今後は、全市的な規模で健康づくり活動を積極的に推進していくことが強く求められるため、高齢者の健康長寿のみならず、あらゆる年齢階層の健康づくりを支援できる計画や体制づくりが必要です。

また、健康増進計画・香美市食育推進計画・特定健康診査等実施計画・保健事業実施計画（データヘルス計画）に沿った、効果的な健康づくりに結びつけることができる支援体制の確立が課題です。

基本的方向

各地域の既存施設の有効活用や、健康づくり婦人会・健康づくり推進員協議会・食生活改善推進協議会などの健康づくり団体と、協働で健康増進に取り組むとともに、自治会・婦人会等のグループや、個人に対して健康づくり活動への参加を促す等、子どもから高齢者まで世代ごとにきめ細かな健康づくり施策を推進します。

特に検（健）診の受診率の向上を図り、生活習慣病予防対策と生活機能低下予防対策（介護予防）の一体化に努めます。過去の健診データ・病歴・介護サービス受給状況等を複合的に判定し、地元医療機関との連携体制を構築・強化し、より効果的な健康づくりを推進します。

また、関係各課とも連携し、保健サービスの向上に努めます。

(注) **健康寿命***：WHO（世界保健機構）が提唱した指標で、平均寿命から要介護状態となった期間を差し引いた寿命のこと。一般に、平均寿命が長い国ほど平均寿命と健康寿命の差が長い傾向にあります。

メタボリックシンドローム**：代謝症候群、内臓脂肪症候群等とも呼ばれる複合生活習慣病。内臓脂肪が多い場合、動脈硬化の危険因子である「肥満」「高血圧」「高血糖」「高脂血症」を重複して発症する可能性が高いといわれています。

メンタルヘルス***：心の健康。精神病や神経症は、特別な病気ではなく、ストレスによって誰でもメンタルヘルス不全になるとの認識が浸透しつつあります。職場や学校にカウンセラーを配置する等ストレスへの対応が社会的に重視されつつあります。

アレルギー****：免疫反応が、特定の抗原に対して過剰に起こる反応のことです（アレルギー性鼻炎、気管支喘息、じん麻疹等）。

施策の内容

(1) 香美市健康増進計画等に基づく事業の実施

今後も「香美市健康増進計画」の周知を図りながら、住民・関係機関等との連携により「香美市健康増進計画」「香美市食育推進計画」「特定健康診査等実施計画」「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に沿った健康づくりをすすめ、健康寿命の延伸・生活の質の向上を目指します。また、地元医療機関と連携し、「かかりつけ医・かかりつけ薬局」を持つことを推奨し、医療と健康づくりの融合を図ります。

(2) 自主的な健康づくりへの支援

食育や介護予防の推進等、住民主体の健康づくり事業を推進し、健康寿命の延伸と介護給付費や医療費の適正化を図ります。また、感染症等から健康を守るため、必要な情報を迅速かつ的確に提供していただけるよう努めます。

(3) 情報・通信技術の活用方策の検討

現在実施している健診結果分析だけでなく、医療費分析・介護保険受給経過分析等が可能となるシステムを研究・検討し、関係機関とも連携を図りながら個別保健指導への活用ができるように努めます。

(4) 妊娠・出産・子育てへの支援の充実

妊娠期・乳幼児期の健診体制の充実、妊娠・出産・子育てに関する切れ目ない相談支援体制を強化することにより、安心して出産・育児ができる環境づくりと子どもの健やかな成長を支援します。

施策 26 医療体制の充実

現状と課題

医療保険制度改革により療養型病床が削減・廃止に向かうなど、市民の健康管理体制や医療機関の経営をめぐる環境は大きく変化しつつあります。市民の健康を守るためには、保健・衛生知識の普及に努め、疾病の予防と早期発見・早期治療の徹底、生活習慣の改善強化等、これまで積み上げてきた健康づくり関連の施策を効果的に連携づけ、さらに発展させていく必要があります。高齢化が進む中では、市民が健やかな老後を迎え過ごせるよう、疾病の予防から治療、リハビリテーション*に至るまでの一貫した保健・医療サービスの提供が不可欠となります。

医療サービスの提供体制については、夜間における患者の受入れ体制が不十分なことや、へき地医療の維持を含む医療サービスの格差是正及び救急医療体制の整備が課題であり、併せて、南海トラフ地震の発生が危惧される中、災害医療救護体制の整備が、重要な課題となっています。

(注) リハビリテーション*: 狭義には、病気、けが、加齢等様々な原因によって生じた心身機能の低下等に対して、訓練等により、再びふさわしい状態に戻すこと。最近では広義に、心身機能に障害があっても、それを補完する機器や設備等の活用、サービスの利用等によって自分らしい生活を送ることができるよう自ら努力し、また、それを支援する体制をつくっていくことも指すようになってきました。

基本的方向

医療体制については、関係機関と協議・連携しながら、病院及び診療所の配置の維持に努め、身近で適切な医療が受けられるようにするとともに、市内にない診療科目については近隣自治体に所在する医療機関との連携・協力を進めます。療養病床の再編問題については、医療機関等との連携・協議により検討を進めます。

休日等の初期救急医療の受診体制は、香美郡医師会による在宅当番医制の体制継続に努めます。また、搬送体制については、高度医療等を行う高知大学医学部附属病院や高知赤十字病院、高知医療センター等への搬送体制を促進します。

中山間地域が多い本市においては、情報・通信基盤を活用しながら、へき地医療拠点病院（国立病院機構高知病院、高知医療センター、高知大学医学部附属病院等）との連携により、医療サービスの向上に努めます。

施策の内容

(1) 医療サービスの格差是正

中山間地域の多い本市にあっては、適正な医療サービスの提供が必要であり、関係機関と協議・連携しながら格差是正に努めます。また、市内に専門医のいない小児科医については、関係機関に相談し、確保に努めます。

(2) 休日・夜間診療体制の確保

休日等の初期緊急医療の受診体制整備のため、香美郡医師会と連携して在宅当番医制による体制の継続・確保とともに、「高知県救急医療情報センター」「こうち医療ネット」などの、広域的な医療機関や救急医療情報を市民に提供できるよう努めます。

(3) 搬送体制の強化

医療行為も含め救急救命士の専門的知識、技術の向上を図るとともに、高度救命処置が行える高規格救急自動車の更新を定期的に行っていきます。

また、救急車と医療機関をインターネットで結んだ「こうち医療ネット」を有効活用し、的確かつ迅速な搬送体制の充実に努めます。

(4) 災害医療救急体制の確立

医療機関や消防・警察等の関係機関や自主防災組織を中心とした住民組織と連携しながら、災害時における医療救護活動として実効性のある活動が行えるよう、具体的な行動計画の確立に努めます。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業の取り組み

介護保険制度の動向、社会情勢の変化をふまえ、地域の実情にあった地域包括ケアシステムの構築が求められており、在宅医療・介護連携推進事業を中心に医療介護の連携に努めます。

政策 11. 高齢者福祉の充実

施策 27 介護予防の推進

現状と課題

本市では、生活習慣病予防対策と生活機能低下予防対策との一体化に努めながら、65 歳以上の年齢層については介護保険地域支援事業における、介護予防事業を実施していますが、高齢化の進行により整形疾患や脳血管疾患、認知症等による要介護認定者は増加しています。今後も高齢期までの各ライフステージにおいて市民が主体的に生活習慣病予防を含めた健康づくりに取り組むとともに、高齢期においても継続して健康づくりや生きがいづくりに取り組めるような環境づくりを進めることが大切です。

基本的方向

高齢者の自立支援という観点に立ち、生活機能を維持し社会参加により生きがいのある「活動的な 85 歳」を迎えることを引き続き目標とし、保健・医療・福祉の連携と市民による主体的な健康づくりを促進し、介護予防への取組を総合的に支援します。

各ライフステージにおいて食育、運動習慣、健康管理などに市民が主体的に取り組むことができるよう、庁内各部署と連携した支援体制づくりに取り組みます。

また高齢者には、早期からの介護予防の取組にむけた啓発や機会提供につとめ、高齢者の主体的な活動の支援により、要介護状態の予防や改善を目指します。また要支援者に対しては、介護予防サービスを適切に提供する等、個々の状況に応じた介護予防の推進を図ります。

施策の内容

(1) 介護予防啓発活動の推進

運動習慣づくり及び認知症に重点をおいた啓発事業（介護予防講座や認知症教室等）を継続して進めます。各年代で関心をもち必要な取組を進めていくことができるよう、市民、地域、関係機関と連携し啓発に努めます。

(2) 市民主体の介護予防活動の推進

高齢者等が地域の中で日頃から健康づくり活動に取り組めるよう、地域の自主グループ活動や公民館活動などの支援を継続します。また、教育委員会や社会福祉協議会等と協力し、ボランティア育成やコーディネート機能の強化の取組を進めます。

施策 28 安心介護の推進

現状と課題

介護保険制度は、高齢者の自立した日常生活を支援する「利用者本位」の制度として定着し、利用が進んできました。これにより、在宅生活の支援が図られるようになりましたが、施設入所者の増加も進む等、給付費の拡大にもつながってきました。これを受けて介護保険制度が見直され、地域の中での「自立した生活」の継続に向けた事業体系となりましたが、高齢化や地理的条件などにより、予防給付から自立への移行は難しいのが現状です。

本市においても、高齢者が日常生活圏の中で、心豊かに尊厳ある生活を継続していくための支援に一層力を入れる必要があります。中山間地域の中には、要介護になった高齢者が、自立した生活を継続することが難しくなっている状況もあり、地域の実情に沿った介護支援の体制づくりが求められます。

基本的方向

第 6 期の介護保険事業計画に基づき、要支援・要介護者の心身機能の維持・向上を積極的に支援します。

自立した生活に不安のある高齢者が、安心して健康で明るい生活を継続することができるまちづくりを目指し、権利擁護事業の活用や介護保険サービス以外の資源の検討も行いながら、日常生活圏の中で「通い」、「訪問」、「泊まり（ショートステイ）」によるサービスを組み合わせ利用できるように環境をつくっていきます。

また、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていき、住民主体で参加しやすい、地域に根ざした介護予防活動を推進していきます。

施策の内容

(1) 自立を支える体制の整備

地域包括支援センターを中心に、自立した生活のため、日常生活圏における介護保険サービス利用等にかかわる情報提供、相談支援体制を確保、充実させます。

また、社会福祉協議会と連携した権利擁護の推進（日常生活自立支援事業等の活用）に努めます。市では事業者に対する指導監督、サービスに対する評価の実施、適正な介護給付・予防給付を進めるための保険者機能の強化に努め、良好なサービス提供体制の構築に努めながら、介護保険制度の適切な運用を目指します。

(2) 介護サービス等の充実

介護が必要な高齢者の在宅での生活を支える各種支援サービスの充実を図ります。高齢者福祉施設の充実と広域的利用体制の確保に努めるとともに、介護支援と住

み慣れた地域の中で訪問、通い、泊まり等のサービスを総合的に利用していくことができるような環境づくりを進めます。

また、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めていき、住民主体で参加しやすい、地域に根ざした介護予防活動を推進していきます。

施策 29 地域ぐるみの支え合い体制の充実

現状と課題

本市では、多彩な生涯学習・生涯スポーツ活動、自主サークル活動等が、高齢者の生きがいや交流、介護予防等に寄与しています。

高齢者の見守り体制としては、独居老人の希望者宅に緊急通報装置を設置していますが、親族が市外にいるなど協力員となってくれる方の確保が難しくなっていることが問題としてあります。

山間部では、集落人口の減少や公共施設までの距離が遠いこと等により、地域で支え合う仕組みが作りにくいといった問題もあります。

今後は、防災体制等も含め、安心して暮らせる地域づくりに向け、地域の中の様々な機関・施設、事業者、市民が力を合わせて、高齢者を支える環境づくりを進める必要があります。

基本的方向

地域、学校、郵便局等との連携や、通信機器等の活用による高齢者の安否確認体制の充実に検討します。

また、すべての高齢者が、自ら進んで健康づくりに取り組み、生きがいを持って生活を送ることができるよう、地域の中での自主活動等の支援、食生活改善推進協議会、健康づくり推進員、ボランティア育成、老人クラブ、シルバー人材センター等との連携強化に取り組めます。

施策の内容

(1) 緊急通報システムを支える協力員の確保

緊急通報システムを支える協力員を確保することにより地域で高齢者が孤立することを防ぎ、地域とのつながりの確保に努めます。

(2) 高齢者の安否確認体制の充実

既存の地域見守り名簿を基礎に関係課の情報を整理して、災害時に援護が必要な人の条項を把握し、安否確認名簿の充実に努めます。また、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめ、訪問活動を行っている団体・個人等と連携して見守

り活動の輪を広げるとともに、見守り関係者協議機関の設置を推進します。安否確認手段としての通信手段やコールセンターの設置等についても検討します。

政策 12. 障害者福祉の充実

施策 30 障害者福祉の充実

現状と課題

本市の、障害者手帳所持者は約 2,200 人で、人口に占める割合は 8.4%と近隣市に比べて高くなっています。社会資源においては、本市には、入所・通所福祉施設、グループホーム等の障害者施設が整備されており、県立養護学校もあります。しかしながら、ニーズに対して社会資源が不足している状況であり、より一層の施設整備が求められています。

また、多種多様な制度・サービスの整備が進んでいるなか、障害者(児)が制度、社会資源をうまく活用し、より充実した生活を送ることができるよう、より一層の相談支援体制の充実が求められています。

基本的方向

障害者(児)が、本市で安心して暮らしていけるよう、サービスの周知を含め、相談支援体制の充実を図ります。障害児の支援においては、保健・医療、教育と連携を図り、乳幼児期からの障害児支援の推進を図ります。

また、障害への理解に向けた啓発を行い、障害者虐待の防止、権利擁護の充実を図っていきます。

施策の内容

(1) 心身状況の維持、リハビリテーションへの支援の充実

かかりつけ医を中心に健康づくり、健康相談、緊急対応体制の確保を図るとともに、年齢や心身状況、本人の希望に応じて充実した生活を営んでいくことができるよう、機能訓練や日常生活訓練、様々な学習活動が円滑に実施できるよう支援します。住宅改修や日常生活用具の導入等についても、リハビリテーション支援の視点から進めます。

(2) 地域における自立支援体制の確立

「香美市障害者計画及び障害福祉計画」に基づき、ノーマライゼーションの実現を目指します。そのため、香美市自立支援協議会を中心に、市民参加（自助、共助、公助）と民間活力の活用、人材の育成・確保、保健・医療・福祉・教育施設等の連携強化を図ります。

(3) 障害福祉サービス等の充実

障害者自立支援法に基づき、居宅介護、短期入所サービス等の充実、憩いの場（デイサービス、デイケア、その他）や生活施設（グループホーム等）、移動やコミュニケーションにかかわる支援の充実を図ります。また、多様なニーズに対応し、より豊かな自立生活の実現を支援していくため、市民によるボランティアや支え合い活動の充実を促進します。施設・サービス等の提供にあたっては、既存施設の有効利用を進めます。

(4) 情報提供・相談体制の確立

様々な施設やサービスを効果的に利用していくことができるよう、サービスの選択や利用上の問題解決に必要な情報提供と相談体制の充実を図ります。

本人の意思判断が難しい場合は、その人の立場に立った金銭管理やサービス利用を支援し、権利を保護する権利擁護、成年後見制度の活用支援等を行います。

また、本人・家族のみならず、学校、職場、地域においてノーマライゼーションやユニバーサルデザイン化を進めるための相談支援体制の構築、障害や病気に対する理解を深めるための情報提供等も充実させます。

(5) 社会参加と交流の促進

県立山田養護学校や障害者施設等と連携を図りつつ、障害者（児）が、地域の一員として、地域活動や文化・スポーツ活動等様々な活動に参加していくことのできるまちづくりを進めます。また、保育所や学校における統合教育・交流教育*、福祉教育の推進、農林業や商工業等の事務所における障害者の雇用促進を図ります。

（注）統合教育・交流教育*：学校教育において、障害児と健常児が同じ学級で学ぶこと（統合教育）、障害児と健常児がともに過ごす時間を持つこと（交流教育）が重要とされてきています。

基本方針4 賑わいを興す

市が内発的な発展を目指すためには、地域に根ざした産業の振興と、交流によるまちづくりをいかに進めるかが大きな鍵となります。

農林業、地場産業の一層の充実を図るとともに、シティセールス*や観光振興の展開、雇用機会の確保、買い物環境の充実等、市民や訪れる人に魅力的な活力あるまちづくりを進めます。

政策 13. 交流によるまちづくりの推進

施策 31 シティセールスの推進

現状と課題

市では、ホームページやパンフレット（市勢要覧、香美市観光ガイドブック）を作成して市を紹介するとともに、広域での観光振興や県と連携した広報等に努めていますが、香美市のイメージや知名度が浸透しているとはいえません。

基本的方向

人、企業、物、情報、資金を積極的に誘導するため、民間と協働で、市のイメージを確立し、内外に魅力をアピールするなど、シティセールスの推進を図るとともに、市外とのコミュニケーションを広げるため、口コミやインターネット、SNS*を活用した双方向型の情報交流に積極的に取り組みます。

施策の内容

(1) 交流を推進する総合的な体制づくり

市の企画・渉外機能を強化するとともに、商工会、観光協会、国際交流協会等と連携して協働によるシティセールス体制を確立します。観光協会や国際交流協会については、民間の柔軟で活発な交流を促進するため、民間主導の組織として育成し、行政との役割分担関係を築いていきます。その上で、市内の教育・研究機関、集客施設、香美市にゆかりのある市外の機関や人材等と広く連携し、総合的な地域PR戦略を展開していきます。

(2) 香美市を知る機会の充実

香美市をPRしていくためには、市民一人ひとりが自分の住む地域を知ることが必要であるため、情報の提供、歴史・文化などを学ぶ講座やツアーなどの開催により、香美市の持つ魅力を知ることのできる機会の充実を図ります。

(注) SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

施策 32 多様な地域間交流の推進

現状と課題

国外姉妹都市交流としては、アメリカ合衆国ラーゴ市との間で、5年に1度の相互交流事業を実施しています。

また、県立山田高等学校が、姉妹校ラーゴ高校と毎年交互に短期留学事業を実施しています。中学校による国際交流活動のほか、民間団体等の主催による国際交流事業等、市民主導による活動も展開しています。

国内姉妹都市交流としては、訪問事業と受入事業を、北海道積丹町は年間4回、福井県あわら市は、年間2回行っております。特に積丹町とは、25年以上も活発な交流を継続しています。

また、物部川流域3市と民間団体を含む「物部川流域ふるさと交流推進協議会」による広域的な活動等も行われています。

今後も、各種交流活動を継続するとともに、更なる交流層拡大に向けて、新たな交流の場の提案を行っていく必要があります。

基本的方向

ラーゴ市、北海道積丹町、福井県あわら市との姉妹都市交流を継続・充実し、様々な交流の成果を共有して、子どもたちの国際的視野や人間性の育成、生きがいつくり、地域産業の振興等、その目的を明らかにしながら、全国に発信できるイベントの開催を含め、市民主体の交流事業を促進し、より柔軟で活発、多彩な交流の促進を図ります。

施策の内容

(1) 国際交流の推進

香美市国際交流協会を中心に、姉妹都市交流を推進するとともに、民間の国際交流事業を支援します。

(2) 地域間交流の推進

物部川流域でつながる地域間交流を一層促進するとともに、国内の姉妹都市との交流を促進します。

政策 14. 農林業の振興

施策 33 特産物のブランド維持向上と多様な販路確保

現状と課題

本市の代表的品目であるユズ、やっこねぎ、ニラ、ショウガ、青ネギ、オクラ、大葉等の特産物は市場での評価が高く、販路も拡大が見込まれます。また、日曜市や直販所・良心市は、新鮮な地場野菜が購入できることから、市内だけでなく近隣地域からの集客も安定しています。

今後は、特産物のブランド維持向上と多様な販路確保のため、高知県、生産者団体、関係機関と連携し、後継者の育成や生産技術の向上、環境保全型農業を推進するとともに、地元消費者や観光客等のニーズの把握、農産物等の加工品の生産研究、付加価値を高めた販売、少量多品目の生産物の流通改善等を促進する必要があります。また、食育推進等の観点からも、更なる地産地消の推進が求められてきています。

基本的方向

これまで築きあげてきた農産物のブランドの維持・向上に努め、地域の特色に基づいて、競争力のある作物づくり（有利品目の選定、高品質・安全安心な農産物の生産推進、生産技術の研鑽）、経営体制（担い手育成、作業受委託組織、法人化、集落営農*）の強化、農用地や生産施設・設備の計画的な利用（優良農地の確保、土地利用対策、耕作放棄地や遊休施設・設備の有効利用）を図ります。

また、関係機関と連携を図りながら、消費・流通経路の拡充（地産地消の促進、直販所の充実、他産業との連携）に努め、市民の健康づくり（食育推進）、小規模農家や高齢農家の販路として直販所等の利用、観光魅力の向上（土産品や食観光の充実等）、市内の生産者と消費者の関係づくりを促進します。

施策の内容

(1) ブランドの維持、向上

市場の信頼性向上のため、安定した出荷量の確保を図るとともに、併せて収益性の高い営農への誘導、新規就農者の支援のため、国・県の補助事業を効果的に活用することにより、園芸作物の産地形成の確立に一定の効果上げてきました。今後も、施設の近代化、産地ブランドの維持や新規就農者等の負担を軽減し、生産者の意識向上等を図るため、継続、拡充していきます。

(2) 農産物加工の推進

香美市営農対策推進協議会を活用して、関係機関と連携し、農産物の付加価値を

(注) 集落営農*: 個別の営農だけでカバーできない場合、共同で営農を行うことをいいます。

高めるため、各地域にある直販所や加工施設との連携により、加工による特産品の販売力の強化を図ります。

(3) 地産地消、直販事業の促進

地産地消の拡充、少量多品目の販売機会の確保を進めるため、農業に対する市民の理解を深め、他事業者等と連携し多様な販路の確保と直販事業の充実を図ります。

(4) 技術指導・特産品開発・広報体制の確立

今後とも、香美市営農対策推進協議会等と連携し、各機関の広報機能や支援機能を有効に活かしつつ、農業の振興を図ります。

施策 34 農業の担い手・後継者の確保と育成

現状と課題

農産物価格の低迷、後継者の不足、就業者の高齢化による労働力低下等による離農、経営規模縮小により、耕作放棄地や遊休農地の拡大が懸念されています。特に、中山間地域においては、農業の弱体化が進行しており、その対応が緊急な課題になっています。

認定農業者等においても高齢で後継者がいない等、今後の担い手不足が危惧されています。一方で、若い農業者の活躍やU I ターン者の就農等もみられ、農業にふれる学習や観光農業のニーズ、農業環境の保全に対する認識は高まりつつあります。

本市では、農業の担い手を育成するため、新規就農者や認定農業者、集落営農組織への支援や、視察研修や試験栽培、農業の魅力や地場農産物の啓発のため、学童農園等の支援を行ってきました。今後は、農業に魅力と生きがいを持ち、担い手として安心して従事できるような環境づくりが一層必要となってきました。

基本的方向

農業を市の基幹産業として持続的に発展させていくため、中核となる担い手を明確化するとともに、農業を支える担い手を幅広く確保し、集落全体での営農体制を充実させます。そのため、認定農業者等の育成や集落営農の組織化を進めます。

また、U I ターン者等も含めた新たな担い手の確保・育成にも積極的に取り組みます。

こうした取組は、担い手育成総合支援協議会が中心となり、農業関係機関が一体となった推進体制を構築します。

施策の内容

(1) 新たな担い手の確保と育成

新規就農に関する相談や情報提供を充実させるとともに、研修事業等の補助事業の中で効果的なものを重点的かつ積極的に活用しつつ、新たな担い手の確保・育成に取り組みます。

(2) 認定農業者や集落営農組織の育成・充実

今後とも、認定農業者連絡協議会への支援を継続し、生産意欲につながる情報提供、視察研修など活動を充実させるとともに、集落営農組織の育成や新規設立に対するフォローアップなど農業関係機関が一体となった支援体制を充実させます。

(3) 農業者団体及び組織等の法人化の育成

個人の農業者や農業者の団体及び組織等の経営能力の向上と、地域の担い手としての機能充実を図るため、経営体の法人化に向けた支援を行っていきます。

施策 35 農業基盤等の充実

現状と課題

近年、農業基盤の整備を進める上で、認定農業者等の担い手育成、集落営農組織の在り方が問われています。

生産性向上のための基盤整備が進められ、一定の成果を上げてきましたが、中山間地域では、高齢化・過疎化が進み、農業生産や集落機能の維持、棚田等の保全が課題となってきました。

また、近年、有害鳥獣による被害が拡大し、生産意欲の減退にもつながっています。

基本的方向

生産性向上のための基盤整備が進められ、一定の成果を上げてきましたが、中山間地域では農業者の高齢化、過疎化による農業生産の減少、集落機能の低下が顕著であり、市域全体においても既存施設の老朽化による農業生産基盤の維持、保全が課題となっています。

また、施設の機能低下が、生活道及び災害時の避難路としての農道利用等にみられる施設の側面的な機能にも影響することとなり、施設の維持、保全が多方面に及ぶ課題となっています。

さらに、有害鳥獣による被害が広域的に拡大し、被害も農作物のみならずほ場、水路、畦畔等の施設に及び、生産意欲の減退、農業の維持継続の問題にもつながっています。

地域や農業者との連携のもと、計画的な整備による農業基盤施設の改修等を実施し、農業生産及び集落機能等の維持、保全を図ります。

施策の内容

(1) 農業生産基盤等の整備、維持及び保全

ほ場、農道、用排水路等の整備及び保全は、「香美市農村振興総合基本計画」、「農業振興地域整備計画」に基づいて推進します。緊急かつ重要で効果の見込まれる事業については、国・県の補助事業等の活用を図りながら、地域住民・農業者が一体となって実施します。

(2) 集落機能活性化の促進

集落営農組織の育成、担い手の育成・確保、農地の保全や農業生産基盤の整備を進めるため、将来に向けての集落機能の維持・活性化の在り方について、積極的な対話を通じて地域住民による主体的な協議が行われるよう図ります。

(3) 有害鳥獣被害対策の推進

農業基盤及び農産物への被害は、有害鳥獣の分布域拡大や生息頭数の増加に伴い、広域に拡大し被害金額及び捕獲頭数も依然として高い水準にあるため、関係機関と連携をとり被害防止に努めます。

施策 36 林業の振興

現状と課題

本市の林業を取り巻く状況として木材の供給面は、昭和 39 年の輸入全面自由化以降、急激に外材の供給量が増加し、昭和 44 年以降、国産材供給量を上回った状態が続いています。一方、需要面では平成 14 年度以降、住宅需要の低迷や景気悪化等により減少が続いています。

このような状況から木材価格が長期低迷し森林所有者への関心が薄くなったことで森林の管理面が低下傾向にあります。森林を管理するために、森林組合をはじめ国、県の支援により森林管理の担い手の育成や新規就業者に対する支援などの人材育成も進められていますが、広大な林野を管理し生産を進めるためには、更なる取組を進める必要があります。

また、林道・作業道等の生産基盤の整備や出荷材の流通経路の確保、販路の拡大などの継続的な取組が求められています。

基本的方向

生産基盤の整備や森林管理の促進により健全な森林づくりを進めるとともに、長期的な視点から担い手の確保を進め、優良木材の生産を促し、木材の利用拡大を推進します。

また、自然と人が共生する環境としての森林の位置づけをより明確にし、人とのふれあいを重視した森づくりや景観の整備を進めるとともに、木の文化を継承する施策を総合的に進めます。

施策の内容

(1) 担い手・後継者の確保と育成

林業を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、森林は水源かん養としての重要な役割を担っており、森林組合を中心に、県や流域圏市町とも連携しながら担い手・後継者の確保に努めます。また、情報の取得、ネットワークによる連携を支援することで、事業者の相互交流と情報交換を促すとともに、若手技術者集団の育成も検討します。また、森林や林業への関心を育むため、幼少時から地域の森林とのふれ

あいを推進します。

(2) 林業経営基盤の強化

経営体制の強化支援については、林業のPRや労働力の確保、林業技術の向上に努めるとともに、高性能林業機械の導入を推進する等、効率的な経営・作業システムについての研究を進めます。また、林業振興と山間地集落の暮らしの安心確保のため、森林資源を適切に管理し、林道・作業道等の整備を推進します。

(3) 木材の生産と活用

効果的な施業を推進し、間伐材の有効活用を図る等、植付けから収穫までの資源循環的林業を推進します。そのため、林業生産性の向上や良質材の生産を支援しながら、木材の生産・流通の拠点化を目指します。また、林地残材や端材等の有効活用を図るため、木質バイオマスの研究（循環型社会の構築）を研究機関等と連携して進めるとともに、木材加工品の開発や特用林産物の販売を支援します。

(4) 有害鳥獣被害・病虫害被害対策の推進

被害対策協議会を設置し被害防止に努めてきましたが、有害鳥獣の分布域拡大や生息頭数の増加に伴い、被害は広域に拡大し被害金額及び捕獲頭数も依然として高い水準にあります。新規狩猟者の確保に努め、鳥獣捕獲による個体数調整を図りながら、防護柵・防護ネット等の設置を推進し被害防止に努めます。また、病虫害による被害拡大を防ぐため、関係研究機関等と連携して対策を進めます。

(5) 林地保全と多面的機能の維持

林地の荒廃による水源かん養機能や土砂の流失防止といった公益的機能の維持と向上を図るため、森林区分に応じた適正な森林整備への誘導や、被災林地の復元に努めます。また、資源としての利用を考慮しつつ、森林の有する多面的機能に着目し、景観の保全、環境教育・健康づくりの場としての機能を充実させるため関係機関と連携を図ります。

(6) 国有林野事業との連携

国有林の管理手法や自然環境を活用し、森林管理の研究や山地災害の防止、森林環境教育等、国と連携した取組を推進します。

(7) 民間との協同

美しい森づくりの推進、森林の魅力に触れる機会の拡充を目的として、関係機関と連携し、民間企業や市民ボランティア、子どもたちの積極的な参画を促進します。

施策 37 第一次産業の多面的な振興

現状と課題

地域の豊かな自然にふれる機会を与え、体験型レクリエーション、体験学習を提供する産業として、第一次産業（農林漁業）への期待が高まってきています。

本市でも、「奥ものべを楽しむ会」が地域の自然体験メニューを提供している等、農林業

を核とした様々な交流が活発化しつつあります。

森林や田園には、地球温暖化防止や健康づくりに貢献する機能もあります。本市の農林業も、その公益的、多面的機能に着目した産業として育成していく必要があります。

基本的方向

農林産物の加工・流通を促進して地域の商工業活動と結びつけたり、美しい森林や田園の環境を活用して、グリーンツーリズム*の振興、リゾート*やU I ターンの促進等、新たな交流機会の拡大を図ります。

また、第一次産業の生産環境を、市民の健康づくりや、教育、文化、福祉等にも活用し、農林業の担い手や後継者の育成・確保へと結びつけていきます。

これらを通じて、本市を、第一次産業が元気なみどりのまち、地球環境に貢献するまちとしてイメージづけ、市全体の魅力を高め、定住促進につなげます。

施策の内容

(1) 第一次産業の多面的な役割の活用

地産地消や各種イベントの推進、グリーンツーリズム等への取組を展開します。

そのため、商工業、観光、教育、健康関連の様々な団体との連携体制を確立し、各地域で効果的な事業を進めます。

政策 15. 商工業の振興

施策 38 地場産業の振興

現状と課題

国・県の伝統的工芸品・特産品の指定を受けている土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として現在に継承されています。しかし、社会情勢の変化による需要の減少や後継者の不足といった課題を抱えています。

このほかにも、特色ある農産物や酒造等、昔からのものづくり産業がありますが、香美市の地場産業のPRや観光と結びつけた産業振興は十分とはいえません。

基本的方向

土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として、昔ながらの技術や文化の継承を図るとともに、経営指導や他産業とも連携した販路開拓、後継者育成による経営力の強化、技術開発や新たな製品開発等について、県、商工会、高知工科大学等と連携を図りながら支援体制を充実させます。

また、地場産業に対する市民の関心を高めるため、刃物まっりのほか、学校教育や生涯学習等での製造過程の見学や製造体験、イベント開催時のフラフの活用等、様々な機会を

捉えて地場産品とふれあう機会を拡充します。

その他の製造業についても、高知工科大学等との連携により、地域資源の活用や地域技術の展開状況を把握し、新商品（ブランド）の開発、販路開拓等への支援を図ります。

施策の内容

(1) 刃物まっりの継続

刃物まっりは、刃物研ぎや伝統工芸士による「鍛造体験教室」等のPR効果が大きく、優れた郷土の技術を間近にふれることのできる機会であるため、継続して開催することで販路拡大につなげていきます。

(2) 見学や製造体験機会の拡充

製造業者の理解と協力を得ながら、県内外の多くの人々が土佐打刃物、フラフをはじめとする伝統産業の魅力にふれることができるよう、ホームページや観光パンフレットで製造の現場を紹介する情報を充実するとともに、見学や製造体験ができる施設や機会を確保し、産業観光や体験学習のシステムを確立します。

(3) 特産品開発の支援制度や体制の検討

地域の特徴的な資源を活かした特産品の開発を促進するため、必要な情報、人材、施設・設備の提供等、支援の在り方について商工会や観光協会と連携を図りながら検討を進めます。香美市を代表する特産品づくりについては、農業関係者や高知工科大学など地域内外の専門的な人材・機関の参加・協力を得ながら進めます。また、食に対する観光客のニーズは高く集客効果が期待できることから、観光協会等と連携しながら新商品の開発や販路開拓を進めます。

施策 39 商店街の活性化

現状と課題

本市の商業は、既存の商店街を中心に展開していますが、規制緩和に伴う近隣地域への大型店進出をはじめ、通信・交通手段の発達等による購買行動の広域化に伴って市内での消費が減り、商店街は大幅な収入減等様々な課題に直面しています。

これに対して、各商店街では、イベントを開催する等活性化への取組がなされています。

また、生産者と消費者を直接つなぐ場として、直販店のほか定期開催型の日曜日、良心市があり、近隣都市からも買い物客を集めるほか、山間部では、移動販売も行われています。

基本的方向

商品を売り買いする場というだけでなく、地域コミュニティの中心的な役割を担うなど、商店街が持つ公共性を再評価するとともに、商工会や各地域の商業者が共同で実施する

様々な企画の支援、空き店舗の活用、市民及び観光客をはじめ地域外の人々にもアピールする商品販売や商店街づくりを進め、消費需要の拡大を促進します。

商店街の活性化にあたっては、各商店街、商工会、店主・店員等による主体的な取組を促進するとともに、全市的なイベント開催、市内での購買呼びかけ等、商業まつり、同時開催イベント等、市全体での商業活性化の取組を支援します。

施策の内容

(1) 魅力的な共同事業づくり

商業まつりや商店街における同時開催イベントを支援します。各商店街の共同事業においては、共通テーマによるイベント開催、商業者間の交流、児童・生徒・学生の商業体験等、商店街の振興や集客力の向上につながる事業を支援します。

(2) 魅力ある商店街の形成

起業者を増やすことで空き店舗数を減少させ、レトロな雰囲気を活かした特徴ある商店街の景観づくりやイベントを開催します。商店での特産品の販売、農林業と連携した地産地消型の飲食メニューの提供等、観光客や市外からの買い物客にアピールする商品・商店づくりを支援します。

(3) 高齢者等にやさしい商店街・買い物環境形成

商店街のユニバーサルデザイン化、宅配、移動商店、日中を過ごす居場所づくり、健康づくりや自立生活支援等、高齢化先進地の商店街モデルとしての様々な取組を支援します。

施策 40 新たな商工業の発展機会の創出

現状と課題

本市には産学官協働の拠点として高知工科大学があり、連携して商工業の発展機会の創出を図っていますが、いまだ連携が不足しています。

また、工業団地「高知テクノパーク」を分譲しており、企業誘致を推進しておりますが、残り3区画については分譲が滞っています。

近年の本市の商工業を全体で見ると、事業所数、製品出荷額ともに減少傾向が続いており、中心市街地は高度成長期までにみられた勢いはありません。

基本的方向

新たな工業団地の整備計画を行うなど、立地環境を活かした企業誘致や、教育研究機関と連携した新産業育成を進めるほか、本市の産業を担う若者、専門的な人材が魅力を感じるような環境づくりを進め、新たな商工業の発展機会の創出を図ります。

施策の内容

(1) 高知テクノパーク等への企業誘致の支援体制の確立

高知テクノパーク等への企業誘致については、県との合同企業訪問、現行の支援体制の継続を図るとともに、進出企業に対する奨励金制度等の支援策を実施します。

また、新たな産業団地の整備について計画や研究を行い、震災等を考慮した候補地を探す企業ニーズに応える体制を確立します。

(2) 新産業育成、ベンチャー支援

高知工科大学や市内の事業所または市民が、地域資源の活用、地域ニーズへの対応等により、新しい製品やサービスを創り出そうとする時、施設・設備の確保（空き家・空き店舗の活用を含む）、積極的な情報提供・相談体制の確保（専門機関・人材の紹介、経営相談等）、異業種交流の機会づくり等を通じて新産業育成、起業支援を図ります。

政策 16. 観光の振興

施策 41 観光魅力の発掘・再生・創造

現状と課題

本市を代表する観光地としては、龍河洞、アンパンマンミュージアム、べふ峡があります。このほかにも、鏡野公園、轟の滝をはじめ、多くの自然資源、人文資源に恵まれ、美しい棚田や集落景観等の魅力もあります。

最近では、ふるさとの生活や産業を体験する観光振興等が図られつつありますが、魅力ある資源を十分に活かしきれていません。また、既存の観光地の活性化や、観光ルートの開発、PR、情報提供等も不十分です。

基本的方向

今後は、既存の観光地の魅力を再生するとともに、山、川、まち、ひとの魅力を、観光交流の視点から見直し、空港や高速道路のインターチェンジにも近い条件を活用して、広域から観光客が集まるような魅力ある観光地づくりを目指します。

その際、地域に根ざした観光交流の振興を基本とし、地域の住民や事業者、団体等が主体となって豊かな食材や自然を活かした体験型観光資源を発掘し、活用する活動を支援します。

また、観光地としてのコンセプト形成や資源・施設をつなぐ観光ルートの開発、観光情報の整備等を、民間団体等と協働で行います。

施策の内容

(1) 観光資源の発掘と再生

豊かな自然・文化・産業を観光交流に活用していくため、市民の参加・協力を得ながら市内の自然や文化の把握、観光交流客のニーズの把握を進めるとともに、体験型観光の推進等、新たな魅力の創造を図ります。

(2) 香美市観光のストーリー形成・顔づくり

既存の主要な観光地（龍河洞、アンパンマンミュージアム、べふ峡等）だけでなく、豊かな自然と文化、多彩な教育・文化施設、あたたかな地域コミュニティが息づく環境そのものが本市の魅力であり、これらを結びつけて香美市観光のイメージ確立（ストーリー形成・顔づくり）を図り、効果的なPRを展開します。

施策 42 観光交流の受け皿づくり

現状と課題

龍河洞、アンパンマンミュージアムへの来訪者は、年間10万人を超えており、本市は県内でも観光交流客が多い地域となっていますが、県内外からマイカー等で訪れる日帰り客が多く、最近では、台湾や香港を中心に外国人観光客も増加しています。

本市でも、多様化・高度化する観光交流ニーズに対応し、龍河洞やアンパンマンミュージアム等多彩な観光資源・施設や豊かな自然環境・産業環境等を活かし、地域の自然や文化にふれる滞在型の観光交流地域となることが求められます。

国土交通省が定めた「四国のみち」、JRによる「アンパンマン列車」、山と海を結ぶ「土佐塩の道」、自然を活かした「サイクリングコース」等、本市を含む広域の観光のルートやプログラムが充実しつつある中で、広域連携体制づくりが重要となってきています。

基本的方向

観光交流拠点の形成、体験の場や機会の充実、観光資源のネットワーク化等を通じ、滞在の仕組みを強化していきます。

そのため、観光地の地域住民と市、観光協会等が一体となる観光サービス、地域住民によるおもてなしの仕組みづくり、近隣市町村との連携による長期滞在型観光ゾーン形成に向けての共同的な取組の推進等、観光地づくりの体制を確立します。

主要な観光地においては、Wi-Fiをはじめとするサービスを充実させ、手軽に観光情報を収集、発信できる環境づくりを進めます。

施策の内容

(1) 観光拠点の充実

主要な観光地は、外国人をはじめとする観光交流客のための快適な滞留拠点、地域住民の交流拠点として、体験観光の提供や飲食・特産品の販売、Wi-Fiの整備など

により、機能の充実を図ります。

(2) 魅力的な体験・交流プログラムの開発

滞在型観光を推進し、リピーターを確保していくため、様々な体験・交流プログラムを開発し、効果的にPRしていきます。地域の魅力に深くふれる機能を提供するため、市民によるもてなしを重視し、市民参加による交流やサービス提供の仕組みづくりを促進します。

(3) 食や買い物の魅力づくり

観光協会、商工会及び地元団体等と連携し、観光振興に取り組むとともに、特産品の販路拡大を図ります。

(4) 広域観光の推進

県外へのPRは、広いエリアをカバーする情報の提供が有効であり、広域連携による観光振興を推進していきます。

(5) 観光協会機能の確立

観光協会の運営を行政主導型から民間主導型に切り替え、市内外の諸機関・団体との連携関係の強化を図り、企画力の向上、ガイド情報拠点の形成や旅行業免許の取得による旅行商品の開発等を推進します。

施策 43 観光情報の充実

現状と課題

観光交流客の誘致や情報の発信については、ホームページや観光パンフレットによる情報提供、施設ごとのPRのほか、高知県及び高知中央広域観光協議会によるPRが主なものとなっています。

最近では、団体よりも個人や小グループによる旅行が増え、スマートフォンやエリアWi-Fiなどで現地で情報を入手し、自由に観光行動を展開するようになってきています。

同時に、体験学習、食観光等、より深く地域にふれようとする意識の高まりや、学習を目的とする交流の活発化等もみられ、多様なニーズに対応できるきめ細かな観光案内、観光情報の発信が必要になってきています。

基本的方向

香美市いんふおめーしょんや観光協会により多くの観光情報を収集し、魅力的な提供を図るため、市民や観光交流客が観光情報づくりに参加できる体制づくりを行います。

収集した情報は、魅力ある観光ルート・コースや観光プログラム等の整備に活かし、情報提供の充実を図る一方、目的別パンフレットの作成、ホームページや広域連携組織等を活用したPR等、効果的な誘客戦略の展開を行います。

また、誰にでも分かりやすい情報提供システムの強化を図ります。

施策の内容

(1) 観光情報の整備

市民や観光交流客の参加によって埋もれた観光資源を発掘し、観光情報の充実を図るとともに、提供する情報システムの構築を進めます。

(2) 確実に届く情報提供の推進

地図、ガイドブック、ホームページ、市民(ボランティアガイド等)による案内、案内標識、観光案内所の設置等を総合的に進め、分かりやすく魅力的な観光情報の提供を図ります。また、広域連携組織による共同PR等、情報提供機会の拡充を推進します。なお、ホームページの活用については、他の分野とともに検討を進め、市の重要なPR窓口として内容等の充実を図ります。

政策 17. 地域産業の振興と就業機会確保の総合的な推進

施策 44 各産業の連携による地域産業の魅力の増進

現状と課題

本市には、地域に根ざした農林業、製造業、高知工科大学との連携を進める高知テクノパークでの先端型産業等、様々な産業があります。しかし、広い市域において、これらの産業活動をめぐる地域間及び職業間等での交流は、いまだ十分でない状況にあります。

地域情報の把握を進め、様々な団体、事業所、人材が交流する場や機会の充実を図り、市内の産業が新たな活路を拓いていくことが求められます。

基本的方向

特産品開発や地産地消、様々な地域情報の提供等は、農林業、商工業、観光振興等の総合的な連携により一層の効果が期待できるものであり、産業間の連携を促進することにより複合的な魅力の増進を図ります。

そのため、香美市ブランドの特産品開発への支援等を進めます。これが地域産業の高度化、新たなビジネスチャンスの拡大につながり、就業機会の拡大に結びついていくよう図ります。

施策の内容

(1) 産業間の連携機会の拡充

産業間の連携を進めるための拠点形成や相互の情報交換等の活性化を図ります。

また、地場産品等の販売ができる共同店舗の設立(地場産品直販施設整備)、全市的な産業まつり等を検討します。

(2) 香美市ブランドの確立とブランド商品の開発・販売支援

新しい市のアイデンティティ形成、市民意識の高揚、産業の共同的な販路獲得を狙い、行政・産業・市民の協働により、全ての産業分野を視野に入れた「香美市ブランド」を確立します。また、事業所や市民が香美市ブランド商品を開発・販売するための支援の在り方を検討します。

施策 45 多様な就業機会の確保

現状と課題

集落人口の流出に歯止めをかけ、また、団塊世代の生きがい確保、子育ての支援を進めるためには、多様な就業の場を確保していくことが重要です。

現在、高齢者、女性、障害者の就業機会の確保や求人と求職のミスマッチが課題となっています。本市においても、これに対する十分な対応策が求められます。

基本的方向

若者や団塊世代等の就業を確保するため、国、県等と連携を図りながら、地場産業の活性化対策、企業誘致や新しい商工業の発展機会の拡充を積極的に進め、人材育成、雇用機会の確保に力を入れます。

また、高齢者、障害者、育児・介護等に携わる市民がいきいきと働ける就業環境をつくるため、多様な就業機会の確保、柔軟な雇用制度の活用促進に努めます。

施策の内容

(1) 多様な就業機会の確保

高齢者、障害者、育児・介護等に携わる市民が無理なく就業を継続・再開することができるよう、民間の団体・企業等に多様な働き方の確保*、育児・介護休業制度の運用促進等を働きかけていきます。

(2) 職場体験学習等の受け入れ支援

小中学生に対しては、社会見学や職業体験プログラムの時間を取り入れる等、就業に対する意識の向上を図ります。

(3) 関係団体との連携による雇用機会の確保

若者等が、本市に住み多様な職業に就くことができるよう、県と連携しながら企業誘致を行います。また、商工会など関係団体と連携し、起業者に対する支援を行います。

(注) 多様な働き方の確保*：正規雇用者の時間短縮やフレックスタイム、テレワーク（在宅勤務）等の推進、パートタイマー、契約社員、派遣社員といった非正規雇用の導入促進、SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）、NPO等の新しい事業形態による雇用確保を広く指します。

基本方針5 未来を拓く

本市のまちづくりの柱の一環として、子育て支援対策の充実を図り、自然や文化、教育・文化施設の多い環境を十二分に活かし、未来を拓く子どもを育むまちづくりを進めます。

また、すべての市民が参加しやすい生涯学習・生涯スポーツの環境づくり、伝統を守り、未来を描く地域文化の創造を目指します。

政策 18. 子育て支援の充実

施策 46 保育サービスの充実

現状と課題

長時間保育、休日保育、病児・病後児保育、幼児教育等、保育所に求められるニーズは拡大し、多様化しています。

このような状況下、保育サービスの提供を行うためには保育士の確保が必須となりますが、保育士資格を持った求職者が少なく人材確保が困難な状態にあります。

また、市内には小児科がなく、病児・病後児保育の実施には大きな課題となっています。

基本的方向

長時間保育、0歳児保育など保育サービスの拡充を図ります。

また、住民ニーズに即した保育サービスのあり方等を検討し、保育サービスの充実に努めます。

病児・病後児保育については、広域連携を含め、実施できる方法について検討します。

施策の内容

(1) 保育サービスの充実

あけぼの保育園での12時間保育や、あけぼの保育園・なかよし保育園・美良布保育園の0歳児保育では生後2カ月から受け入れるなどの保育サービスを行っています。今後も長時間保育や0歳児保育など保育サービスの拡充を図ります。

また、住民ニーズにあった保育サービスの計画に努めます。

(2) 施設環境の整備

施設の維持管理を適宜実施するとともに、国の子ども・子育て新システムによる幼保一体化に施設が対応できるよう、住民ニーズを把握しながら、適切な整備を進めます。

施策 47 総合的な子育て支援体制の確立

現状と課題

少子化は深刻な社会問題であり、また、子どもや家庭を取り巻く環境も、核家族化や就労環境の変化、地域のつながりの希薄化など厳しい状況にあります。

このような状況下、行政はもとより、地域・住民・企業も含めて一体化した取組が求められています。

これまでも、保育サービスの充実、中学生以下の医療費の無料化、育児ストレスの解消、地元住民や高齢者との小学生や保育園児との交流等、様々な取組を行ってきました。

ただ、少子化に歯止めがかかるには至っておらず、現行の取組の継続的な実施とともに住民ニーズに対応した見直しも行き、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりをより一層行うことが求められています

基本的方向

香美市子育てまちづくり計画（次世代育成支援対策行動計画）の考え方を継承して平成27年度に定められた「香美市子ども・子育て支援事業計画」をもとに取組を進めます。

また、国の子ども・子育て支援法による新たな子育て支援施策にも十分対応できるよう、官民を挙げた子育て支援の取組や環境づくりを推進します。

施策の内容

(1) 子育てと仕事の両立支援

保育所機能の拡充を図るとともに、父親の育児参加、父親・母親の柔軟な働き方（育児休業、時間短縮、在宅勤務等）の促進等、ワーク・ライフ・バランスを含めた仕事の継続と子育ての両立支援を企業、地域、個人に呼びかけていきます。

(2) 地域の親子を育む支援

子育て支援センターを中心に親子で遊べるひろばや子育て講座、妊産婦支援や中高生の育児体験、一時預かりや子育て相談などの子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育てに関する情報発信に努めます。

また、地域住民の協力を得て行う子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）の実施に向けて取り組むなど、子育て支援サークルや地域の支援団体・人材並びに関係機関との連携を強化し協働による推進体制づくりを目指し、地域で親子を育む子育て支援を推進します。

(3) 総合的な放課後児童対策の充実

放課後や土曜日の子どもたちの健全な育成を図るため、安全で健やかな居場所、遊び場を提供します。また、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等に取り組み、放課後児童クラブや子ども教室の充実等、総合的な放課後児童対策を

進めます。

(4) 青少年の健全育成

青少年の見守り活動や、各組織との連携を通して青少年の居場所づくりを進めます。また、青少年の自主活動を支援し、まちづくりの中で活躍できる機会をつくる等、地域や関係機関と連携した活動に取り組みます。

(5) 乳幼児医療の充実

就学前の子どもの医療費支援の継続等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子育てを支援します。

政策 19. 未来を拓く子どもの育成

施策 48 豊かな教育を支える環境の充実

現状と課題

本市では、小学校 8 校（内 1 校休校）、中学校 4 校（内 1 校休校）、保育所 9 園（内 2 園休校、1 園は委託）の体制で、学校教育と保育所を運営しています。

本市の小中学校の耐震化は、すべての小中学校において完了しましたので、今後は非構造部材等を定期的に点検し改修していくことで、安全で快適な施設環境の整備を進めていきます。

心身ともにたくましい子どもを育み、質の良い教育を推進するためには、異なる学校種間の連携、地域との連携等、豊かな教育を支える環境の充実を図る必要があります。

また、特別な支援を要する子どもをはじめ、一人ひとりの子どもに寄り添った教育の推進が求められるようになってきています。

就学前の教育については、国の子ども・子育て支援新制度による就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進がますます重要視されてきています。

基本的方向

小中学校施設は、地域の次代を担う子どもたちの学びの場であるとともに、災害時における避難場所でもあります。学校施設を子どもと地域を守る教育の拠点として位置づけ、安全で快適な施設づくりを確実に推進します。

就学前教育から大学教育までの各種機関や様々な文化的な施設のある教育環境は、本市の大きな特色でもあります。少子化が進む中、大学・研究機関・地域住民とも連携して充実した教育活動が展開できるまちづくりを推進します。

また、障害を理解し、共に育つ仲間づくりに努め、心豊かで力強く生きぬく児童生徒の育成に努めるため、特別支援教育の推進についても継続して取り組んでいきます。

学校関係者評価を継続して行い、各学校における教育力の向上や特色づくりに向け改善

に努めていきます。

将来に向けては、幼保一体化の在り方も含め、本市の特性に立脚した教育の在り方を検討します。

施策の内容

(1) 幼保一体化の検討

幼保一体化については、住民ニーズ等を考慮して就学前教育と子育て支援のよりよい方向性を検討し、環境を整備していきます。

(2) 次世代を見通した教育環境の整備

非構造部材等を定期的に点検し不良箇所を改修していくことで、児童生徒等の安全を守り、良好な教育環境の確保を図るとともに老朽施設の長寿命化に取り組みます。老朽施設の計画的な整備と空調機器や照明設備の整備を行うことで、児童生徒の教育環境の向上に努めます。また、情報機器の活用を推進し、学習活動を豊かにしていくために、ICTの整備を計画的に進めていきます。

(3) 学校間の交流と連携教育の推進

外部講師を招いての複数学校合同講演会等の実施、小規模校同士の合同授業の実施、クラブ活動等の合同実施等、学校間の交流を促進し、豊かな学習機会の確保に努めます。また、保・幼・小・中、山田養護学校、山田高等学校、高知工科大学等との連携を図りながら、子どもの育ちの連続性を保障していきます。

(4) 地域ぐるみの教育の推進

高知工科大学や地域の関係機関との連携を強化し、家庭や地域と連携する中で、地域社会がつながりながら教育活動を推進していきます。また、学校支援地域本部を効果的に進めながら、地域の学校としてのコミュニティ・スクールをさらに充実していくよう取組を推進していきます。

(5) 学校関係者評価の実施

学校関係者評価を通じて、自己評価書の作成、外部評価書の作成、評価結果の公開等、各学校への支援や条件整備等の改善に努めます。

(6) 特別支援教育の推進

障害を理解し、心豊かで強く生きぬく児童・生徒の育成を図り、共に育つ仲間づくりを目指します。関係諸機関との連携を図り、適正な教育相談や就学、進路指導の充実に努めます。

(7) 小中学校適正配置計画に基づく取組

香美市立小中学校適正配置計画に基づいて取り組んでいきます。

施策 49 個性を活かした就学前教育・学校教育の充実

現状と課題

本市では「学力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」を3本柱として取り組んでいます。中でも「学力向上」においては、到達度把握調査を活用し、分析・考察や公開授業研修会等を通じた授業改善に取り組んでいます。

その結果、小学校では学力が向上していますが、一方で中学校の学力向上対策については、さらに取り組んでいく必要があります。

また「社会性の育成」においても、教育資源（人・もの・こと）を活用しながら、子どもたちを育てていこうと、「よってたかって地域が育てる教育～香美市のキャリア教育～」の教育実践を進めています。

基本的方向

基礎学力の定着と学力向上、生きる力の育成に向け、幼児期から青少年期までの発達段階に応じた教育の充実に一層力を入れ、健やかな体と豊かな心の育成、また地域に根ざした特色のある教育の推進、国際理解教育の推進等、体験と交流による学習を重視していきます。

豊かな体験の機会の充実、基本的な生活習慣の確立に向けては、家庭や地域と連携し、就学前からの教育の充実に努めるとともに、家庭や地域の教育力の再生向上等を図ります。

施策の内容

(1) 保育所における体験学習の充実

地域及び幅広い年代の方々との交流及び体験活動等の種類や内容を拡充して、就学前教育の充実に努めます。また、公立の文化施設と連携して情操を育む教育を充実させます。

(2) 生活習慣の確立の推進

食育の推進や生活リズムの確立を図るため、生活実態調査を実施し、家庭が中心となって子どもの生活習慣を見直すことを広く市民に提案していきます。また、一般的に児童・生徒の体力が低下傾向にあることに対応し、体力づくりに努めます。

保育所においても、集団生活の中で、学校生活につながるような基本的な生活習慣を身につけていくことができるよう指導していきます。

(3) 基礎学力の確実な向上

到達度把握調査について各校で分析研究を進め、結果が向上しています。今後とも、到達度把握調査と他調査との関連性や集団及び個人の伸びの分析、学力向上に向けた指定事業の推進と各校研究成果の共有等を行い、児童・生徒の学力向上に努めます。

(4) 国際理解教育の推進

海外との交流、小中学校におけるALT（外国語指導助手）等による英語教育の進展、高知工科大学留学生との交流、保育園児の異文化交流等により一層の充実を図るとともに、外国語を通して世界とつながる喜びや重要性が実感できるような取組を推進していきます。

(5) 豊かな心の教育の推進

自らを大切にしながら、他者との共生を喜ぶ思いやりのある子どもを育成します。また、地域の自然や文化に親しみ、地域の人々との交流を深める中でいのちを大切に、ふるさとを愛する心を育てます。

施策 50 青少年を育む地域づくり

現状と課題

本市の子どもたちは、スポーツ少年団に所属したり、地域の諸行事に参加して、地域で子どもたちを育む土壌が培われ、地域に支えられながら成長しています。

しかし、生活の都市化、家庭や地域における人間関係の希薄化等により、子どもの地域とかかわる機会が減少し、また、厳しい社会情勢を反映して家庭や地域の教育力が低下していることも否めません。

規範意識の低下、インターネットの利用環境の急速な変化等により、犯罪が増加する傾向にある社会の中で、青少年・子どもが様々な危険にさらされることへの不安も高まってきています。

基本的方向

少子・高齢化、情報化等社会の急激な変化の中でインターネットや携帯電話の普及、有害図書などの情報氾濫、家庭教育の低下など青少年の健全育成を阻害する要因を、学校や家庭だけではなく地域社会の問題として捉え、学校・家庭・地域が連携を強めながら「地域の子どもは地域で育てる」という意識を高め、地域ぐるみでの健全育成を進めます。

子どもたちが、地域の中で活躍することを通じて自信と夢を育てていくことができるよう様々な参加や自主活動の機会を確保するとともに、安全の見守り等に地域が力を発揮していくことができるまちづくりを進めます。

施策の内容

(1) 青少年を育む地域づくり

地域でのネットワークづくりを進め、青少年に係る関係機関の情報交換等を通し、連携して安心・安全の地域づくりに取り組みます。

(2) 青少年の自主活動支援

豊かな人間形成に向け、スポーツ少年団や子ども会の充実を図り、様々な体験活

動を活性化し、香美市子ども連合会と連携し、市の行事やイベントに多くの子どもが参加しやすいように個別の行事ごとに取り組みます。また、青少年が自ら主体的に行うサークル活動やボランティア活動の支援、活動のリーダー育成等を充実させます。指導体制や活動場所の確保等については、生涯学習・生涯スポーツ団体や人材バンク、社会福祉協議会や自治会・町内会、学校等と連携し、地域住民の理解と協力を得ながら進めます。

(3) 青少年・子どもの安全・安心の見守り

子ども見守り隊の活動やボランティア活動を充実し、地域で子どもを見守る環境の醸成に取り組みます。また、インターネット環境等の普及による、青少年の有害情報の閲覧や犯罪防止に、警察等関係機関と連携して取り組みます。

政策 20. 心豊かな生涯学習・生涯スポーツ活動の振興

施策 51 生涯学習活動の魅力向上

現状と課題

市主催の事業、講座・講演会は数多くあり、様々な学習機会を提供していますが参加者が増加傾向にある事業がある一方で、減少傾向にある事業もあります。毎年好評のパソコン教室は、高知工科大学の学生が指導しており、大学との連携が図られています。

事業の実施体制としては、行政が主催する事業もありますが、市民（文化協会会員）が企画・運営を行っている事業も増えてきています。

また、各地区公民館でも講座、教室、文化展、運動会等が活発に開催されていますが、それぞれ独自で企画・実施する事業が多く見られます。

一方、1つの地区公民館が他の地区公民館を訪問し、情報交換し合っている事業もあり、今後こういった交流の機会を増やしていくことが課題となっています。

図書館においては、施設整備による機能の充実により、情報発信と市民の交流や学習意欲向上をさらにすすめるなど、これらをとおして市民が主体的に文化の伝承や創造、まちづくりの活性化などに参画できる取り組みへつなげていくことが重要です。

基本的方向

地域で実施する各種教室や講演会、催し物等は、内容等を地域住民の利便性と市内地域間の交流促進を考慮し、事業の体系化・総合化を図るとともに、高知工科大学の公開講座の活用やそれぞれの地域に根づいた特色ある文化・伝統・行事等を守り、支える人材・組織等との連携・交流を図り、地域の力を活かした心豊かなまちづくりを目指します。

これらを進めるにあたっては、市民の学習ニーズの把握や企画・運営への積極的な参加を促進するとともに、各種教育機関や文化団体等との連携を深めていきます。

また、生涯学習の成果をまちづくりに活かしていくための体制づくりを検討します。

施策の内容

(1) 生涯学習事業の充実

教育委員会、中央公民館、地区公民館、図書館、美術館等で実施している各種の事業について、市民ニーズに即した事業展開を行うため、既存事業の統廃合と事業の新設を積極的に推進します。香美市音楽祭の開催、美術館の常設展、図書館サービスの多様化についても検討します。

(2) 生涯学習活動のまちづくりへの活用体制づくり

生涯学習推進大会等を通じ、各地域での取組を紹介し、学習や交流の場を設けるとともに、より多くの市民がより参加できるよう、市内各所で開催していきます。また、中央公民館と地区公民館との連携を強め、交流を促進します。このような生涯学習活動が、地域文化の創造、郷土意識の高揚、地域コミュニティの活性化等に結びついていくよう図ります。

(3) 市民による主体的な運営体制の確立

市民による主体的な企画・運営を促進し、行政は必要な支援を行う体制を整えていきます。そのため、既存事業の状況、市民の生涯学習ニーズ、担い手となる人材や団体を把握して情報を整備するとともに、市民を主体とする推進組織の確立を図ります。また、芸術祭等の運営への積極的な市民の参加を図ります。

(4) 各種教育機関、社会福祉施設等との連携

生涯学習推進のため、市内保育所・幼稚園、市内小中学校、県立高等学校・山田養護学校、高知工科大学等の各種教育機関や社会福祉施設等との連携を図ります。

施策 52 生涯スポーツ活動の魅力向上

現状と課題

スポーツ活動は、市民の健康づくりや介護予防、地域間の交流や世代間のふれあい等からみても、その重要性が注目されています。

本市では、全市的に行われているスポーツ活動について、大会への参加チームや選手の固定化がみられ、また、スポーツに取り組むきっかけがないこと等が課題となっています。

スポーツ人口拡大のためには、市民主体の日々のスポーツ活動の振興が必要不可欠です。本市では、行政主催のスポーツ教室や大会についても、各種活動団体の意向を考慮し、市民と協働で企画・運営する等、市民主体のスポーツ振興を目指しています。

基本的方向

スポーツ人口の増加を目指し、魅力ある大会づくりやスポーツ施設の開放を推進します。また、スポーツ関係団体と連携して大会やイベントを開催することにより、幅広い年齢

層へのスポーツ活動の普及や多くの市民が参加する豊かなスポーツ活動を目指し、スポーツ推進委員と協力しながら市民による主体的な取組を促進します。

施策の内容

(1) スポーツ活動への参加機会の拡充

これまで実施してきたスポーツ教室等の継続を図るとともに、新しい競技種目にふれる機会づくり、健康づくり事業等と連携した軽スポーツを振興する等、多彩で魅力ある生涯スポーツ事業を推進し、より多くの市民がスポーツ活動に参加するよう機会拡充を図ります。

(2) スポーツ活動を通じた交流機会の拡大

生涯スポーツの振興と市内外の地域間交流の拡充を狙い、各種競技会や大会の充実及びニュースポーツへの取組を図ります。

施策 53 気軽に参加できる環境の充実

現状と課題

生涯学習や生涯スポーツ活動に関する情報は、市の広報・ホームページ・チラシ・公民館や関係団体等を通じて提供しています。市民が「いつでも、だれでも、どこでも」取り組むことができる生涯学習の環境づくり、自分に合ったスポーツ活動を選択・継続できる生涯スポーツの環境づくりを進めるためには一層の工夫が必要です。

市民の生涯学習・生涯スポーツ活動ニーズは、個別化・高度化してきています。これに対応するため、各講座、指導者、グループ・サークル活動等の情報を整備し、指導人材の充実を図るとともに、人材バンク「まちの先生」を活用・受講した市民が独立し、主体的なサークル活動へと発展させていくことが重要となってきています。

生涯学習・生涯スポーツ活動の活発化に伴い、施設数に対して利用希望が多い状況にあり市の文化施設や体育施設の利用予約・貸出等は、利用者が利用申請をスムーズに行えることが今後の課題となっています。

基本的方向

市民が生涯学習・生涯スポーツへ気軽に参加できるよう、関連施設の周知を図るとともに、施設の予約状況や、貸し出し可能な図書等の情報を円滑に提供できるシステムの整備を検討します。

また、関係機関との連携を密にして情報を整備し、インターネットや防災無線等も活用する等、一層の周知を図ります。

市民の主体的な参加を進めるため、事業の企画・立案と運営、参加募集等、様々な段階における市民の参加や協働事業の推進を図ります。

施策の内容

(1) 生涯学習・生涯スポーツ施設の有効活用

活動が活発化し、施設が不足してきている中で、施設を有効に利用するための体制を整備します。

(2) 生涯学習関連の情報提供システム整備の検討

各種事業、講演会等の内容については、ホームページを随時更新して情報提供を行っています。施設利用予約システムの導入にあたっては、多額の費用が見込まれるため、導入の目処がたつまでの間、施設の空き状況等が分かる簡易型予約一覧などを掲載し、利便性の向上を図ります。

(3) 人材バンクの充実

住民の協力を得ながら人材の掘り起こしを進め、データベース化を図るとともに、多彩な人材が地域や学校で活躍する機会の拡充を図ります。

政策 21. 人権尊重の地域づくりの推進

施策 54 人権教育・啓発等の推進

現状と課題

国連では、「人権教育のための国連 10 年」（平成 7 年～平成 16 年）を機に、新たに「人権教育のための世界計画」が採択され、「第 3 フェーズ行動計画」（平成 27 年～平成 31 年）に基づいた取組が行われています。国では「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立して「国内行動計画」が策定され、県では「高知県人権尊重の社会づくり条例」を制定し、平成 26 年 3 月に「高知県人権施策基本方針」第 1 次改定版が策定されました。

本市では、平成 27 年 10 月に「人権教育及び啓発の推進に関する香美市行動計画」第 1 次改定版を策定し、人権教育・人権啓発の基本的な方向性を明らかにするとともに具体的な取組を定めて人権意識の向上に努めています。人権をめぐる課題はまだ多く残っています。

基本的方向

今後とも、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等に基づき、家庭・学校・職場・地域社会等の様々な場面において、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市民・関係団体・行政が一体となった教育・啓発活動を推進します。

施策の内容

(1) 人権教育、人権啓発等の推進

就学前教育、学校教育、社会教育、企業等のあらゆる分野や機会において、人権に関する学習機会の提供（講演会、研修会、学習会、人権教室等の開催）、指導者の育成（研修会の充実、研究大会への参加等）等、効果的な事業を推進するとともに、人権広報「あけぼの」の発行や市広報「香美」への掲載等を通じて市民の人権意識の高揚を図ります。その際、市民が自らのこととして取り組めるよう、自主的な学習や交流を支援する等、市民主体の活動展開を促進します。

施策 55 男女共同参画社会に向けた体制の確立

現状と課題

男女共同参画社会に向けた取組は、これまでも行政、学校、職場、地域等で進められ、意識づくり等で一定の成果は上がりつつありますが、女性の社会進出が進んできても、家事や仕事に対する負担感や満足感には男女間で感じ方に格差がある等、いまだに課題の解決が必要な状況です。

また、配偶者等からの暴力（DV）については、被害者からの相談に対応し、必要に応じて各機関と連携して対応していますが、複雑化する相談内容に対して、十分な対応が困難な面もあります。

基本的方向

男女がお互いの人権を尊重しつつ、個性と能力を發揮し、自分らしくいきいきと豊かに生きることのできる社会の実現を目指し、多岐にわたる問題等に対応できる相談体制の充実を促進します。

また、家庭・地域の生活の中での慣行や地域活動の場での「性別による役割分担」により片方の性だけに負担が偏ることのないよう、男女が共に助け合って参画できるよう慣行等の見直しを図ります。

DV等の問題については、相談窓口を案内する情報提供、問題の早期発見、保護等の早期対応が図れる体制をつくるため、各機関と連携して、就労や心理的指導も含む相談体制の充実を図ります。地域の中での見守り等の協力体制づくりも促進します。

以上のことを進めるため、広報事業を重視していきます。

施策の内容

(1) 男女共同参画事業の推進

男女共同参画推進プランの作成、学習機会の提供（講演会、学習会の開催等）、指導者の育成（研修会・学習会の開催、参加等）、自主活動の促進（女性団体のネットワークづくり等）、広報誌を活用した意識づくり等を進めます。

(2) 相談体制の充実

被害者の相談対応とともに、関係機関との連携ネットワーク形成により、多岐にわたる相談等に対応できる体制を促進するため、他の各機関との関係づくりを進めます。各種相談窓口、支援機関は、広報等で知らせ、確実に情報が届くよう図ります。

政策 22. 地域文化の保護・継承と創造

施策 56 文化財保護の推進

現状と課題

本市は、有形・無形の文化財が豊富にあり、指定文化財は、現在国指定 5 件、国登録 13 件、県指定 13 件、市指定 51 件と、合計で 82 件にのぼります。

指定以外の文化財の状態を把握することも重要であり、市内の文化財について総合的な調査を進めることが求められます。

市民が文化財にふれる機会としては、講演及びシンポジウム並びにフィールドワークを不定期に実施しているほか、国指定無形民俗文化財の「いざなぎ流舞神楽」の伝承教室事業の支援及び県指定無形民俗文化財の「大川上美良布神社の御神幸」実施の補助を行っています。ただし、全市的な周知は十分とはいえません。

基本的方向

本市の文化を保全し、その価値を未来へと継承し、市民の誇りや郷土意識を育むためにも、文化財の計画的な保存・整理を進めます。

龍河洞、いざなぎ流御祈禱、大川上美良布神社社殿等の指定文化財はもとより、文化財指定されていない巨木や希少な動植物、遺跡、文書、民俗資料、民家等の状況を把握し、貴重な文化遺産の保護・活用に関する諸施策について「香美市文化財保護審議会」で協議し、保護計画を策定します。

文化財の保護・整備については、必要に応じて管理者・所有権者に協力と理解を得、適切な保全・活用を促進します。

今後は、活用について更に推し進めていく必要があります。講演事業や、市民の生涯学習としてのワークショップ及びフィールドワーク事業を実施します。

施策の内容

(1) 地域の各種資源等の調査

既存の指定文化財及び、それ以外の文化資源についての調査を進め、価値や保存

状態を把握して、適切に整理・保存していきます。調査や保存活動を進めるにあたっては、地域に足を運び、地元住民が有する情報の収集や意識・意向の把握に努めます。

(2) 資料館機能の充実

本市の歴史や物部川について、また有形・無形の文化財等の整理・保存・研究を進め、広く紹介する場として既存施設を利用した資料機能の確保を検討します。情報提供にあたっては、閲覧だけでなく、市民や観光客が本市の文化に深くふれることができるよう工夫していきます。

(3) 市史の編纂

市史を編纂するため、刊行形態について検討し、方針を定め、うえで市史編纂委員会を設置します。

施策 57 伝統文化の継承、育成

現状と課題

本市には、地域文化として無形民俗文化財の「いざなぎ流御祈禱」や、大川上美良布神社「神幸」等があります。

保存・伝承活動としては、いざなぎ流神楽保存会やおなばれ保存会、史談会等が自主的に研究や発表、調査見学等を行っています。また、地域の小中高生が部活動等で年間 14 回程度「いざなぎ流舞神楽」を練習し、公開しています。

しかし、これら地域文化の担い手は、不足してきており、育成が課題となっています。

基本的方向

地域住民の伝統行事への積極的な参加や地域文化の継承、世代間交流の促進、伝統文化の担い手の育成を図ります。

また、資料館機能の充実のため、既存施設の利活用を図り、香美市内にある文化財（埋蔵文化財や民俗資料）の収集と整理を行います。

このことについては、市単独ではなく県と連携する方法を模索する必要があります。

さらに、教育や生涯学習の分野だけに留まらず香美市の PR と観光も兼ねて、多くの人が集う地域内外の交流の拠点としていきます。

施策の内容

(1) 伝統文化のデジタルアーカイブ化*

記録して未来へと伝えていくとともに、広く市内外に紹介するため、デジタルアーカイブ化を推進します。

(注) デジタルアーカイブ化*: 有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うこと。デジタル化することによって、文化資源等の修復・公開や、ネットワーク等を通じた利用も容易となります。資料を精緻に電子化することにより、オリジナル資料へのアクセスの必要性を減らすことが出来るため、将来的にも資料の傷みを最小限にすることが可能になります。

(2) 伝統文化にふれる機会の充実

継承する団体を育成し、発表の機会をつくります。また、多くの体験の機会をつくり、体験学習の拡充を図ります。

施策 58 芸術・芸能・文化等の振興

現状と課題

市民の文化芸術への関心は高く、文化サークル 90 団体が活発な活動をしています。

また、市立美術館、アンパンマンミュージアム、吉井勇記念館をはじめ、個性ある文化施設が点在し、芸術文化、文芸等で功績を残す人材の足跡も多く残されています。

現在、市内の文化施設において、芸能大会、合唱団定期演奏会や音楽祭などに適した音響設備、舞台照明と収容設備を備えた施設が不足しており、市民が活動を発表する場や環境について検討が必要です。

基本的方向

心豊かな生活を送るうえで重要なものとなっている芸術文化の振興のため、市民のニーズを反映した事業を目指し、各種サークルや関係部署との連携や協議を図り、市民の学びと文化的な活動を推進しながら、活躍する場とふれあう機会を拡充します。

施策の内容

(1) 芸術・芸能・文化にふれる機会の拡充

香美市芸術祭（文化展、芸能大会等）を充実させ、市民が気軽に芸術文化にふれ、参加できる体制をつくります。また、音楽祭についても開催を検討します。

(2) 文化的な活動の推進

グループ・サークル活動の情報提供を行うとともに、文化協会との連携を強化し、市民が気軽に参加できるような活動の場、発表の場を設けます。

(3) 文化施設の活用

絵画等の芸術鑑賞など、芸術・文化に触れる機会や市民の交流の場を提供します。また、施設の拡充を図ると共に施設相互に連携した企画などで、施設活用の機会を増やします。

また、これに伴う施設整備は、優先順位や費用対効果等を考慮しながら、進めます。

基本方針6 みんなで築く

持続的発展を支える力強いまちづくりの体制と、効率的かつ柔軟・有効な行財政システムを確立するとともに、市民主体の地域づくりを支援しつつ、市民と共に歩むまちづくりを推進します。

政策 23. 合理的、効率的行財政運営の推進

施策 59 合理的、効率的な行政サービスの推進

現状と課題

本市は、行政の情報化・ネットワーク化により、各庁舎間、各部署の事務連携と効率化を進めてきました。また、新庁舎建設により分散していた部署を一箇所に集約し、市民サービスを効率的に提供できる体制が整ったため、昼休みに対応できる窓口を増やし、サービス向上に努めてきました。

一方、各支所、出張所においても、身近な行政窓口サービスの多くを提供できるように努めてきましたが、今後もサービスの効率化を図りながら維持していく必要があります。

また、生涯学習・生涯スポーツ活動、様々な地域活動等の振興を図る上でも、施設利用に関する予約や利用手続きの利便性を一層向上していく必要があります。

また、国・県から市町村への権限移譲が進む中、各計画の進捗や効果等を管理する行政評価システムの確立等を進めるとともに各事務事業の見直し、広域行政への取組の推進などにより合理的・効率的な行政サービスの充実を図ることが課題となっています。

基本的方向

今後も行政改革を進めながら、市民サービスの向上が図られるよう効率的、効果的な行財政運営に務めるとともに、市民参画による行政運営が推進できるような取組を進めます。

施策の内容

(1) 支所機能の充実

支所は地域の身近な行政窓口としてサービスの向上、地域振興に努めるとともに、大規模災害時には防災の拠点として体制強化を図ります。

(2) 各資料の一元管理、電算化の推進

電子情報の保管・共有については、各ネットワーク別に管理していますが、紙資料の電子データ化や業務のシステム化については、費用対効果を十分加味した上で在り方を検討します。また、電子申請等の導入は、市民要望の状況を見た上で検討

します。

(3) 合理的な財政運営の推進

財政計画を策定し、効率的で効果的な財政運営を進めます。固定資産課税客体の把握と適正な評価及び住民税(給与)特別徴収義務者(事業所)の指定促進等による収納率の向上に努めます。

(4) 行政改革の推進

引き続き、第2次行政改革大綱及び第2次行政改革実施計画に基づき、市民本位のスリムで効率的な行政運営を図ります。また、健全財政への進化・職員の意識改革と人材育成等の取組により、市民のための行政運営を目指します。

施策 60 広域行政の推進

現状と課題

本市は、近隣自治体との広域連携で公共サービスの提供を図ってきました。しかし、地方分権の推進により多くの事務事業が地方自治体に移譲され事務量の増大する中、効率的な行政を運用するための検討が必要になると予想されます。

効率的な行政運営が求められる状況で、広域的な市民サービスの向上に向けて、今後とも、より具体的な広域行政の推進を図る必要があります。

基本的方向

一部事務組合で効率的に運営されている、ごみ・し尿・斎場・特別養護老人ホーム等については、組合に引き続き加入し維持します。

福祉サービス、文化・体育施設の利用をはじめとする生活機能の強化や、観光振興・地域公共交通など結びつきやネットワークの強化を図るなど、今まで以上に連携を深め、広域的な対応策を検討して効果的な施策の推進を図ります。

施策の内容

(1) 広域的な行政運営の推進

高知中央広域市町村圏の一員として、一部事務組合の効率的、効果的な運営に努めます。

また、定住自立圏構成自治体との広域連携を進めるとともに新たな広域連携を推進します。

政策 24. 行政職員の資質向上と適正配置

施策 61 行政職員の資質向上

現状と課題

本市は、町村合併により人口 3 万人規模のまちとして、広い市域の中にある生活と産業の多様性と活力を維持しつつ、国・県からの市町村への権限移譲、職員体制の合理化等に対応していく必要があります。

行政需要は、一層増加、複雑化していく傾向にあります。一人ひとりの行政職員には、これまで以上に広域的・総合的な視野と自覚、的確で確実な業務遂行力、コミュニケーション力、課題解決の力が求められています。

基本的方向

国・県及び外部機関が行う職員研修等への参画を推進するとともに、庁内の研修や、職員による自己研鑽等を推進します。また、県との人事交流等を通じた人材育成も重視していきます。

施策の内容

(1) 職員研修の推進

市町村職員の研修等を行う「こうち人づくり広域連合」等の活用を図ります。また、庁内の研修会の質の向上（参画者評価の実施等）、各種研修・講習会情報の共有化、業務遂行を通じた人材育成等、職員及び職員間による自己研鑽の促進を図ります。

(2) 人事交流の推進

国・県との人事交流を推進して、人材育成を図ります。

施策 62 適正な職員配置の推進

現状と課題

本市では、厳しい財政状況と多様・複雑化する市民ニーズに柔軟に対応し、市民本位の行財政運営を行なうため「第 2 次香美市行政改革大綱・実施計画（集中改革プラン）」を実施しています。

引き続き、組織全体の合理化・効率化を図るとともに、職員の意識改革と人材の育成、人事評価による適正な職員配置などが、ますます重要となっています。

基本的方向

「第 2 次香美市行政改革大綱・実施計画（集中改革プラン）」に基づき、スリムで効果的な人事体制を構築します。

複雑・多様化する行政需要に対応するためには、専門職員等を養成・確保するとともに、各施策の横断的な取組を進めるため、重要課題について総合的・横断的に検討できるプロジェクトチーム制度の導入を進めます。

施策の内容

(1) 適正な職員配置の推進

「第 2 次香美市行政改革実施計画」を基本に、合理的な職員配置を進めるとともに、市民の相談対応や各種事業を適切に推進するために必要な体制づくりに努めます。

(2) 専門職員等の確保

国・県からの権限移譲等に対応した専門職員の確保を進めます。また、高度化する社会問題や新しい課題に対応していくため、多様な契約形態の運用、外部との連携等により、専門的な人材を確保していきます。

(3) プロジェクトチーム制度の活用

各課横断的な施策については、総合的な視野を持って遂行出来るようにプロジェクトチームを編制して推進します。

政策 25. 市民と共に歩むまちづくりの推進

施策 63 市民の参画機会の拡充

現状と課題

広報としては、『広報香美』を毎月 1 回発行し、各自治会等を通じて市内の各世帯に配布していますが、近年、新規転入者の自治会加入者が少ない状況にあるため、金融機関や量販店等に協力を求め『広報香美』の配布に努めています。

広聴については、各地域・自治会から要望書を受け付け、必要な対応を行った後、結果及び経過について回答を出しています。

また、市内全域の自治会長が参加する行政連絡会を開催し、市民と行政との情報共有、意見交換を行う場とするとともに、各種審議会や委員会には、テーマに応じた分野の団体等からの参画を図っています。

さらに、平成 27 年度に「まちづくり委員会」を設置し、市民と行政の協働の推進を図っています。

基本的方向

本市は、市民との関係を大切にしながらまちづくりを進めてきました。今後ともこの姿勢を大事に、情報共有、参画システムの確立を図ります。

広報は、分かりやすい広報誌づくりを進めるとともに、自治会等との連携を軸とする配布のほか、ホームページをはじめ多様な配布・配信手段を活用し、一人ひとりに情報が確実に届くよう努めます。また、市民が必要に応じて行政情報を得ることができるよう、情報公開を進めます。

地域との連絡連携については、行政連絡会の開催に加え、支所窓口を活用する等、顔の見えるコミュニケーションを重視します。

行政計画の策定や評価にあたっては、審議会、各種委員会のほか、市民を主体とするワークショップや懇談会等、若者や女性等多様な立場からの意見を反映させる機会を確保するとともに、パブリックコメント（市民意見聴取）の制度化を進めます。

施策の内容

(1) 情報公開による情報の共有化

「広報香美」やチラシ等の配布（録音版の充実も含む）、ホームページは利用者の視点に立った内容へのリニューアルも含め、情報配信等、合理的で確実な伝達方法を検討・導入していきます。

(2) 市民参画機会の促進

市民の参画を促進するために、行政計画等の策定や評価にあたっては、審議会・各種委員会への市民の参画を原則化します。

また、重要な施策等については、各種委員会や、ワークショップ、懇談会等の広聴の場や、ホームページの利用を推進し、行政と市民とが協働でチェックできる機会を拡充します。

(3) 日ごろのコミュニケーション機会の確保

行政職員のコミュニケーション力の向上を図り、市役所や支所窓口での市民ニーズの的確な把握に努めます。また、リニューアルされたホームページを活用して、コミュニケーションをとるための行政情報を確実かつ効果的に発信していきます。

施策 64 地域や市民が主体となったまちづくり活動への支援

現状と課題

本市では、地縁的なコミュニティが、市民のまちづくりに参加する最も基本的な場になっており、積極的にまちおこし活動等を行う地域もあります。しかし、全体的には、少子高齢化や地域産業の衰退等による人口減により、コミュニティ活動が難しくなってきてい

る状況もあります。

一方で、生涯学習、生涯スポーツ活動等を通じて市民同士が交流する機会は拡充してきています。防災、福祉、教育、環境等様々な分野で、地域や市民による主体的な活動が求められつつある今、市民のライフスタイルや意向を尊重しながら、多くの人々が参加しやすい、参加したくなるまちをつくっていくことが課題です。

基本的方向

地域や市民の自主的なまちづくりや地域おこし活動を効率的・効果的に推進するため、NPO(民間非営利組織)をはじめとする諸団体の活動状況を把握するとともに、活動の一層の充実や、自主防災をはじめとする新たな活動に必要な人材の育成・確保、情報や技術の提供、ボランティアグループの育成等も含めた支援策の充実を進めます。

また、市民と行政の協働による地域づくりを、市全体として一体的に実現していくため、生涯学習、生涯スポーツ、祭り、懇談会、あるいは新しい地域づくり等、様々な活動を通じて、地域間の相互理解の促進、市民としての新たな参加意識の高揚を図ります。

施策の内容

(1) まちづくり活動支援体制の確立

地域や市民による主体的なまちづくり活動を促進するため、香美市の補助金制度を周知し、有効な支援策を検討して運用していきます。

そのため、市民活動の実態と支援ニーズを把握するとともに、市民と行政の協働を推進するための体制(協議体制)を確立します。

(2) 市民による多様な活動の促進

自治会・町内会と連携して、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず誰もが参加しやすい地域づくりを図り、文化・スポーツ団体等とも連携して、生涯学習、生涯スポーツ活動や様々なイベントの機会を捉えたまちづくり意識の醸成、全市レベルの大会開催等、無理なく、楽しくまちづくりに参加できる環境づくりを進めます。

政策 26. 高知工科大学と共に歩むまちづくりの推進

施策 65 地域交流拠点としての充実

現状と課題

現在、高知工科大学は、地域の生涯学習や、学校教育の場など地域の拠点となっています。また、学生による地域活動やイベントや祭りへの参画は地域に活力を与え、地域活性化に貢献しています。

今後も、大学を地域の交流拠点として連携するとともに、学生の地域活動への参画を支援し、産業振興等の地域活性化を推進し、大学のある魅力のある街として、定住人口の維持や交流人口の拡大を促進していく必要があります。

基本的方向

効果的な人口誘導、交流の受け皿づくりを進めるため、高知工科大学周辺を研究学園交流拠点と位置づけ取組を進めます。

夏の 3 大祭りや刃物まつり等の市民イベント・ボランティア活動等を通じて、留学生を含めた工科大生と地域・市民との交流を進めることにより、地域の活性化や交流・定住人口の誘導につなげていきます。

施策の内容

(1) 学園交流拠点としての充実

効果的な人口誘導、交流の受け皿づくりを進めるため、高知工科大学周辺を研究学園交流拠点と位置づけ取組を進めます。

(2) 国際交流の推進

高知工科大学の留学生への支援を行うとともに、留学生と市民との交流を推進します。

(3) 地域イベント等の交流推進

香美市のイベントについては、高知工科大学との連携により一層の充実を図ります。

また、地域の活性化を図るため工科大生の実施する地域活動を支援します。

施策 66 地域産業振興の連携

現状と課題

本市には産学官共同の拠点として高知工科大学があり、工業団地「高知テクノパーク」を分譲しています。

近年の本市の商工業を全体で見ると、事業所数、製品出荷額ともに減少傾向が続いており、中心商店街は高度成長期までにみられた勢いはありません。

また、地域に根ざした農林業、製造業、高知工科大学との連携を進める高知テクノパークでの先端型産業等、様々な産業がありますが、広い市域において、これらの産業活動をめぐる地域間及び職業間等での交流は、いまだ十分でない状況にあります。

国・県の伝統的工芸品・特産品の指定を受けている土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として現在に継承されています。しかし、社会情勢の変化による需要の減少や後継者の不足といった問題を抱えています。

また、ほかにも特色ある農林産物や酒造等、様々なものづくり産業もありますが、それぞれに課題を抱えています。

香美市の地場産業のPRや観光と結びつけた産業振興で、市内の産業が新たな活路を拓いていくためには、地域情報の把握はもとより、高知工科大学を含めた様々な人や団体、事業所等が交流し、情報交換を行うことができる場や、機会の充実を図ることが必要です。

基本的方向

新たな工業団地の整備計画を行うなど、立地環境を活かした企業誘致や、教育研究機関と連携した新産業育成を進めるほか、本市の産業を担う若者、専門的な人材が魅力を感じるような環境づくりを進め、新たな商工業の発展機会の創出を図ります。

特産品開発や地産地消、様々な地域情報の提供等は、農林業、商工業、観光振興等の総合的な連携により一層の効果が期待できるものであり、産業間の連携を促進することにより複合的な魅力の増進を図ります。

そのため、香美市ブランドの特産品開発への支援、市民・事業所が全市の地域情報を共有できるシステムづくり等を進めます。これが地域産業の高度化、新たなビジネスチャンスの拡大につながり、就業機会の拡大に結びついていくよう努めます。

土佐打刃物やフラフ製造は、本市を代表する伝統産業として、昔ながらの技術や文化の継承を図るとともに、経営指導や他産業とも連携した販路開拓、後継者育成による経営力の強化、技術開発や新たな製品開発等について、商工会、高知工科大学等と連携を図りながら支援体制を充実させます。

また、地場産業に対する市民の関心を高めるため、刃物まっりのほか、学校教育や生涯学習等での製造過程の見学や製造体験、イベント開催時のフラフの活用等、様々な機会を捉えて地場産品とふれあう機会を拡充します。

その他の製造業についても、高知工科大学等との連携により、地域資源の活用や地域技術の展開状況を把握し、新商品（ブランド）の開発、販路開拓等への支援を図ります。

施策の内容

(1) 商店街との連携

商店街を情報発信や交流の場等として位置づけ、新たな機能の充実による活性化を図る取組を、高知工科大学、工科大生と連携して推進します。

(2) 新産業育成の取組

高知工科大学を核として、地域産業間の連携を進めるための相互の情報交換の場を作り、新産業の育成に取り組みます。

(3) 森林、物部川を守る取組

森林機能や物部川の環境改善のため、高知工科大学と連携し森林の整備を推進します。また、工科大生が取り組む物部川ウォーキング等の取組を支援します。

(4) 木材の活用

木材の有効活用を図るため、高知工科大学と連携して研究を進めます。

(5) 特産品の開発

高知工科大学や工科大生のサークル等が行う地域の資源を活かした特産品開発に対して支援を行います。

施策 67 教育機会での連携

現状と課題

市主催の事業、講座・講演会は数多くあり、様々な学習機会を提供していますが参加者が増加傾向にある事業がある一方で、減少傾向にある事業もあります。毎年好評のパソコン教室は、高知工科大学の学生が指導しており、大学との連携が図られています。

事業の実施体制としては、行政が主催する事業もありますが、市民（文化協会会員）が企画・運営を行っている事業もふえてきています。

また、各地区公民館でも講座、教室、文化展、運動会等が活発に開催されていますが、それぞれ独自で企画・実施する事業が多く見られます。

一方、1つの地区公民館が他の地区公民館を訪問し、情報交換し合っている事業もあり、今後こういった交流の機会をふやしていくことが課題となっています。

基本的方向

就学前教育から大学教育までの各種機関や様々な文化的な施設のある教育環境は、本市の大きな特色です。少子化が進む中、大学・研究機関・地域住民とも連携して充実した教育活動が展開できるまちづくりを推進します。

地域で実施する各種教室や講演会、催し物等は、内容等を地域住民の利便性と市内地域

間の交流促進を考慮し、事業の体系化・総合化を図るとともに、高知工科大学の公開講座の活用やそれぞれの地域に根づいた特色ある文化・伝統・行事等を守り、支える人材・組織等との連携・交流を図り、地域の力を活かした心豊かなまちづくりを目指します。

施策の内容

(1) 学校教育機会での連携

学校サポーター制度の活用等、高知工科大学、工科大生と連携し、小中学校における授業や補習、部活動への支援等を通じて、子どもの学習等の機会の充実を図ります。

また、小中学生と工科大生が関わる機会を年間を通して積極的に推進していきます。

(2) 生涯学習機会での連携

高知工科大学、工科大生との連携により、パソコン教室等生涯学習の機会の充実を図ります。